

第4部 発災後の応急対策

第1章 災害対策本部活動の実施

第1節 災害対策活動の実施体制の確保(発災1)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、総務班、派遣班）

第1項 活動方針

- 県災対本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 大規模災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために、県災対本部の配備体制を強化し、災害対策活動にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための準備体制	総括部隊(総括班) 地方部(総括班)	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
県災対本部(警戒体制)の設置	総括部隊(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
地方部(警戒体制)の設置	地方部(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
災害発生時の情報収集	総括部隊(情報班、派遣班) 各部隊	【災害発生直後】 災害が発生次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等(市町、各部隊)
災害応急対策実施方針の決定	総括部隊(総括班、総務班) 各部隊	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等(市町、各部隊)
災害派遣要請等の実施	総括部隊(派遣班)	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成次第	・災害発生情報、被害情報等(市町、各部隊)
災害応急対策活動の実施	各部隊	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成し、各機関との調整ができ次第	・災害発生情報、被害情報等(市町、各部隊)
災害応急対策活動体制の増強	総括部隊(総括班) 各部隊	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等(市町、各部隊)

※「活動開始(準備)時期等」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害対策のための準備体制（総括部隊＜総括班＞、地方部＜総括班＞）

「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保 <県が実施する対策> 1 災害対策のための準備体制」に基づき実施する。

2 県災対本部（警戒体制）の設置（総括部隊＜総括班＞）

「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保 <県が実施する対策> 2 県災対本部（警戒体制）の設置」に基づき実施する。

3 地方部（警戒体制）の設置（地方部＜総括班＞）

「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保 <県が実施する対策> 3 地方部（警戒体制）の設置」に基づき実施する。

4 災害発生時の情報収集

(1) 市町からの情報収集（総括部隊＜情報班、派遣班＞）

暴風や大雨等異常な気象事象等により災害が発生した場合は、速やかに市町から情報収集を行う。

なお、被災市町において災害情報の収集に支障が生じている場合等には、緊急派遣チーム又は地方部派遣チームを被災市町に派遣する等により、災害情報の収集に努める。

(2) 各部隊による情報収集（各部隊）

県が管理する公共施設等の被災状況については、各部隊においてとりまとめ、総括部隊へ報告する。

(3) 関係機関からの連絡員受入及び情報共有（総括部隊＜情報班＞）

必要に応じ、国土交通省、警察本部、海上保安庁、自衛隊等防災関係機関からのリエゾン（連絡調整員）の派遣を受け、県災対本部及び各防災関係機関との情報共有を図る。

5 災害応急対策に係る対応方針の決定

(1) 災害情報の共有・分析（総括部隊＜総括班＞、各部隊）

収集した災害情報は、速やかに県災対本部内及び地方部、防災関係機関との間で共有を図る。

また、収集した災害情報の内容から、人命救助のための救助部隊の派遣や緊急輸送道路の確保、救助者搬送病院および搬送手段等の確保、孤立地帯や避難者への救援物資輸送の実施等必要な対策についての分析を行う。

(2) 災害応急対策に係る対応方針案の作成（総括部隊＜総括班＞、各部隊）

災害情報の分析結果から、現地本部の設置や自衛隊等への災害派遣要請、道路啓開の実施、災害拠点病院での受入及び搬送手段の調整、DMA T派遣要請、域外搬送が必要な場合のSCU設置、救援物資の調達及び輸送体制の確保等必要な災害対策活動について、各部隊は災害応急対策に係る対応方針案を作成し、総括部隊＜総括班＞は、各方針案の総合調整を行う。

(3) 災害応急対策に係る対応方針の決定（総括部隊＜総括班＞）

災害対策統括会議は、災害応急対策実施方針案の内容を精査し、災害応急対策に係る対応方針を決定する。

(4) 災害応急対策実施方針の伝達（総括部隊＜総括班、総務班＞）

本部員会議を開催し、各本部員に対し、決定した災害応急対策に係る対応方針の指示・伝達を行う。

6 災害派遣要請等の実施（総括部隊＜救助班＞）

災害応急対策に係る対応方針において、自衛隊又は海上保安庁への災害派遣要請（応援措置の実施要請）を行うことを決定した場合は、「第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、要請を行う。

7 災害応急対策活動の実施（各部隊）

災害応急対策に係る対応方針において災害対策活動を実施することを決定した場合、各部隊は「第4部 発災後の応急対策」各節に基づき、必要な対策を実施する。

8 災害対策活動体制の増強

(1) 配備人員の増強（各部隊）

警戒体制において、災害の発生等により、災害対策活動にあたる人員の増員が必要と認められる場合は、各部隊はそれぞれの判断により配備人員の増強を図る。

(2) 非常体制への移行（総括部隊＜総括班＞）

県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象、もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたときは、県災害対策本部の配備体制を非常体制に切り替え、人員配置の増強（全職員）を図る。

(3) 現地本部の設置（総括部隊＜総括班＞）

県の地域内に局地的な激甚災害が発生し、被災市町の災害本部機能が麻痺するなど、知事が現地での指揮の必要性を認めたときは、現地本部を設置し、災害対策活動にあたる。

■市町が実施する対策

1 市町の活動体制

「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保 <市町が実施する対策> 1 市町の活動体制」に基づき実施する。

2 災害情報の収集・報告

(1) 災害発生情報の収集・報告

市町内に災害が発生したとの通報を受けた場合、市町は、その時点で可能な範囲で災害に関する情報を収集した上で、速やかに県に対し報告を行う。

(2) 詳細情報の収集・報告

市町内に災害が発生した場合、市町は、警察、消防機関や自治会等を通じて災害の詳細についての情報収集を行うとともに、必要に応じ、職員や消防団員等を現地へ派遣して情報収集を行う。

また、収集した情報は、随時、県に対し報告を行う。

3 災害派遣要請等の実施

自衛隊又は海上保安庁への災害派遣要請（応急措置の実施要請）が必要と判断した場合は、「第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、県への派遣要請（応急措置の実施要請）の要求を行う。

第4部 発災後の応急対策

第1章 災害対策本部活動の実施

4 災害応急対策活動の実施

災害応急対策活動の実施が必要と判断した場合は、「第4部 発災後の応急対策」各節に基づき、必要な対策を実施する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町の活動体制
- (2) その他必要な事項

第2節 通信機能の確保 (発災2)

【主担当部隊】：総括部隊（総務班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班）
警察部隊

第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、多様な通信手段を確保する。
- 水害等の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下、もしくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信ルートを利用して情報の伝達を行う。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通信手段の確保	総括部隊(総務班)	【発災直後】 固定及び移動通信網等途絶後速やかに	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関) ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	総括部隊(総務班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【通信途絶時】 県防災通信ネットワーク等が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関)
通信設備の応急復旧	総括部隊(総務班)	【発災24時間以内】 通信設備の故障等が判明した時点	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関)
通信設備の機能維持	総括部隊(総務班)	【発災72時間以内】 長期停電等のおそれが判明した時点	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

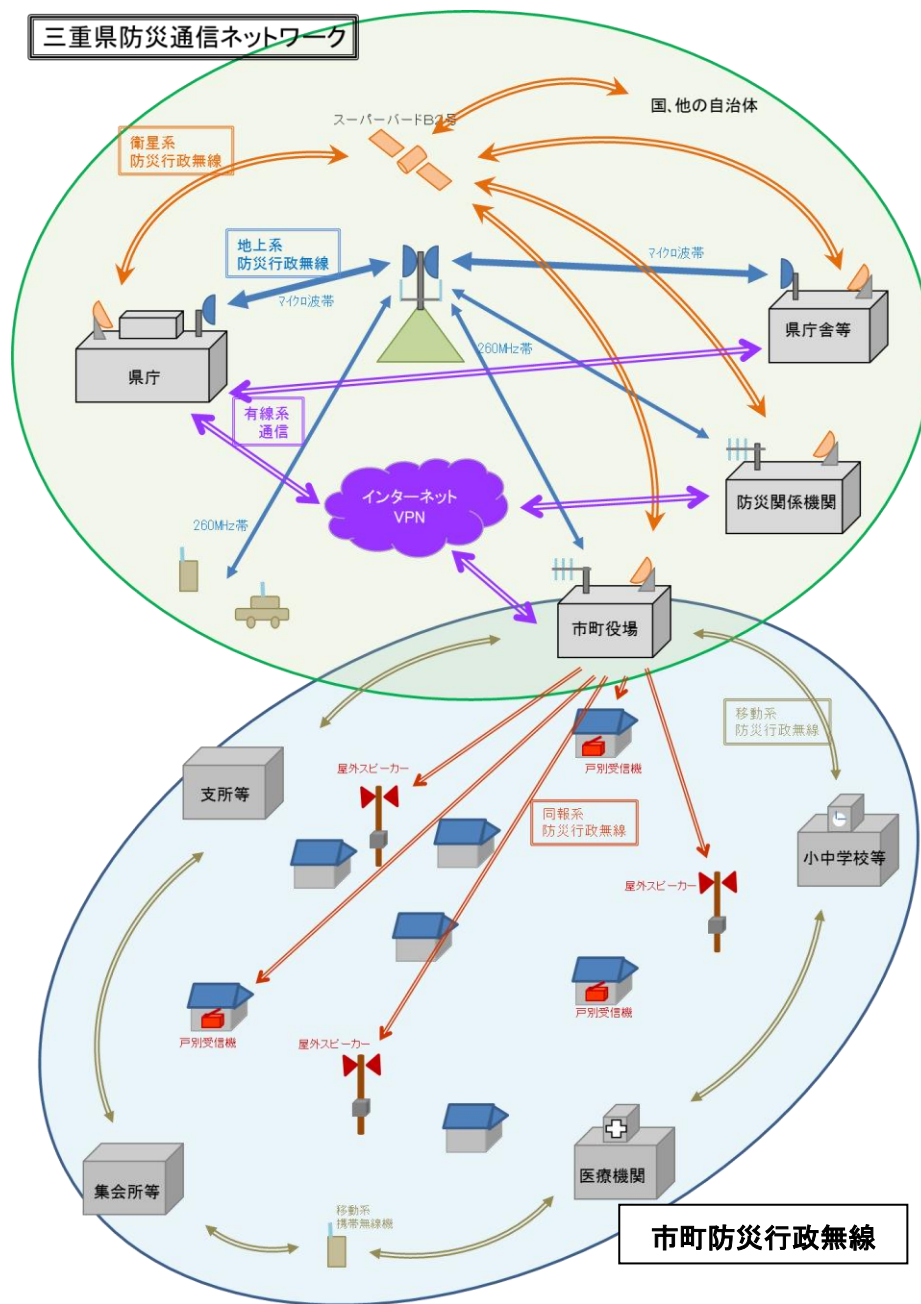
■計画関係者共通事項等

1 災害時に用いる通信手段の概要

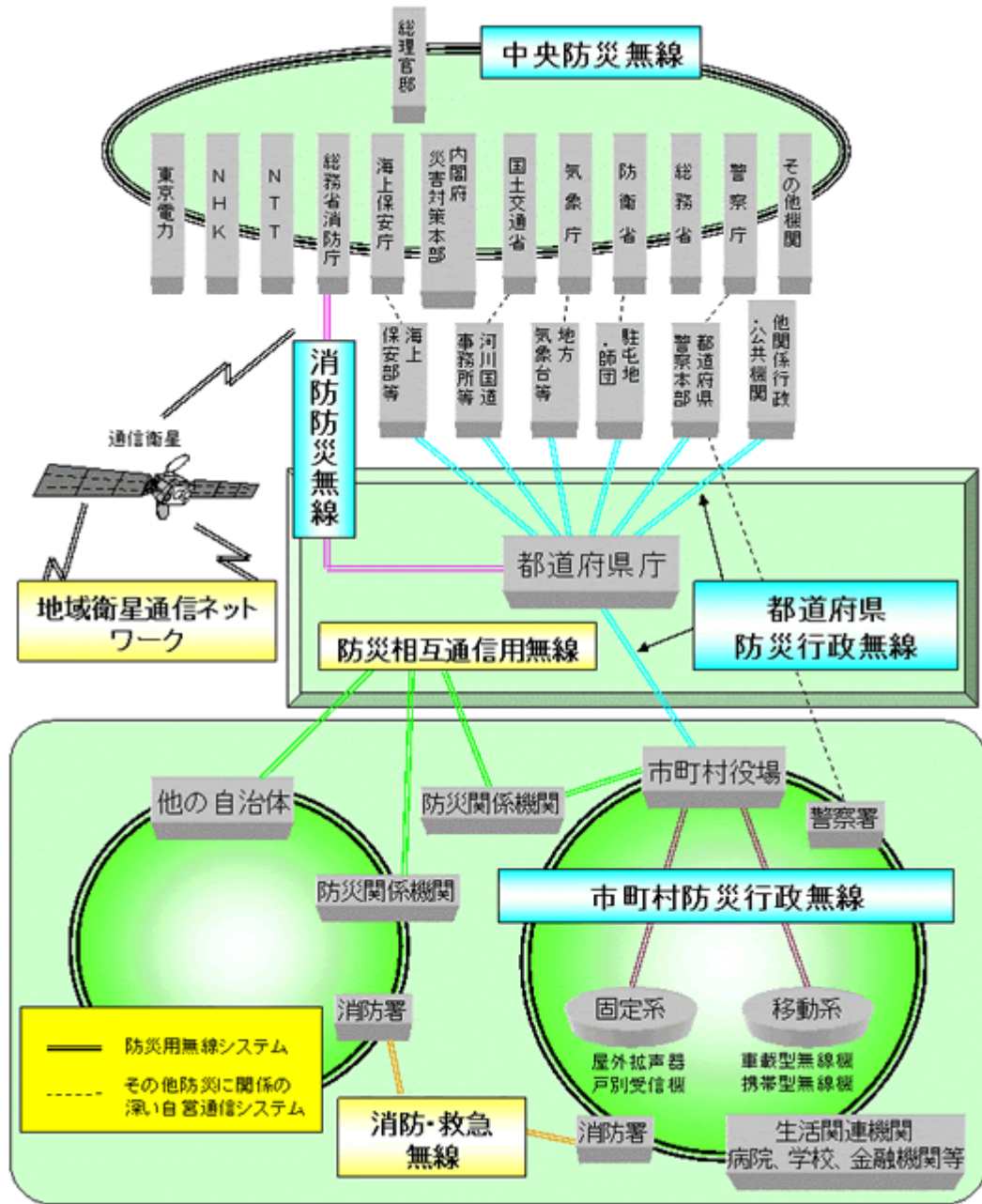
通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な通信手段で取り扱いが容易 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	<ul style="list-style-type: none"> 地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い 有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い
市町防災行政無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> 市町から住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と関係機関、公用車等に配備する移動系からなる 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> 衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能 	<ul style="list-style-type: none"> 風水害に対し、相対的に弱い
消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> 県と消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線は地震に、衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い
中央防災無線	地上系無線 専用有線回線	<ul style="list-style-type: none"> 県と中央省庁等間の電話、FAX及びテレビ会議等が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、相対的に弱い
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ.jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある

消防救急無線	地上系無線	・消防本部⇔消防署、消防車・救急車等の間の無線網	・地震に対し、相対的に弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能	・風水害に対し、相対的に弱い ・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない

県内無線系統イメージ図



全国の無線システムイメージ図



(総務省ホームページより)

■県が実施する対策

1 通信手段の確保(総括部隊<総務班>)

総括部隊(総務班)は、以下により関係機関等との通信手段の状況を確認し、使用可能な通信手段を把握するとともに、通信手段の確保に努める。

また、使用可能な通信手段の状況をもとに、各関係機関への通信方法を検討し、情報収集・伝達活動を行う総括部隊(情報班)に対し、通信方法や使用する通信機器等についての助言を行う。

(1) 通信状況の確認及び通信回線の確保

総括部隊(総務班)は、別表1に掲げる各関係機関との通信状況を速やかに確認し、公衆の固定通信

網や移動通信網が途絶え、一般的な通信手段が使用できない場合は、三重県防災通信ネットワーク等により、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

また、通信インフラやサーバ等の設備の被災等によりインターネット回線に接続ができない場合、同回線を利用して市町被害情報等を収集する三重県防災情報システムが使用できなくなるため、この場合も三重県防災通信ネットワーク等を使用して情報収集等を行う。

(2) 避難関連情報の伝達の優先

急激な河川水位の上昇や土砂災害警戒情報の発令など、避難判断情報等の伝達の必要がある市町で通信が途絶している場合には、それら市町を最優先して通信確保に努める。

(3) 通信統制の実施

三重県防災通信ネットワーク等による無線通信を円滑に行わせるため必要と認めるときは、統制管理者（三重県防災対策部長）は、普通通信を制限し、又は、通信統制を行い中止させることができる。

(4) 通信施設等の障害情報の報告

通信施設等の障害が発生した場合は、障害情報を総務省（東海総合通信局）に連絡する。

(5) 通信規定等

通信規定等については、「三重県防災行政無線通信の取扱等に関する訓令」（平成6年三重県訓令第6号）に定めるところによる。

防災通信ネットワーク設置個所一覧表

(令和5年3月現在)

種別等	設置個所数	設置場所等
地上系設備	中継所	24 多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面
	県庁舎等	13 県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	43 全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)
	消防本部	15 全消防本部
	警察関係	19 県警察本部、全警察署
	医療関係	21 総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕
	報道関係	3 NHK津、三重テレビ、三重エフエム
	県地域機関 県関係	19 君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀広域、北勢広域)、下水道(北勢北部、北勢南部、中南勢雲出、中南勢松阪、中南勢宮川)
	国関係	7 津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点
	ライフライン関係	5 三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内ch渡し〕
計	169	
衛星系設備	県庁舎等	11 県庁、県庁舎(志摩以外9)、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	31 全市町役場(防災担当課)
	消防本部	15 全消防本部
	警察関係	1 県警察本部
	医療関係	7 総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕
	県地域機関 県関係	10 君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀広域、北勢広域)
	国関係	3 久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
	計	78
有線系設備	県庁舎等	13 県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	39 全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	16 全消防本部、三重北消防指令センター
	警察関係	1 県警察本部
	医療関係	1 日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕
	県地域機関 県関係	12 君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀広域、北勢広域)
	国関係	2 久居自衛隊、明野自衛隊航空学校
	計	84

(別表1)

関係機関等名	通信手段	代替手段等
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム 三重県広域災害・救急医療情報システム(EMIS) インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣
地方部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣
県単独庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> 消防学校 航空隊事務所 東京事務所 県管理ダム 企業庁水道事務所 ダイバーシティ社会推進課 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系(東京事務所除く)、衛星系(航空隊(可搬型)、東京事務所、有線系(NPO、下水道事務所、東京事務所除く)) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
その他県単独庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
県内市町	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 非常通信ルート
県警察 <ul style="list-style-type: none"> 警察本部 警察署 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系(警察本部のみ)) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
海上保安庁 <ul style="list-style-type: none"> 第四管区海上保安本部 四日市海上保安部 鳥羽海上保安部 尾鷲海上保安部 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク(地上系(海上保安本部を除く)、衛星系(海上保安部)) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣

第4部 発災後の応急対策
第1章 災害対策本部活動の実施

自衛隊 ・陸上自衛隊第3普通科連隊 ・陸上自衛隊航空学校	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） インターネットメール 	・連絡員派遣
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣（代表機関のみ）
国機関	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系（東海農政局三重県拠点のみ）） 中央防災無線 地域衛星通信ネットワーク インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣（中部地方整備局、東海農政局）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 地域衛星通信ネットワーク インターネットメール 	—
津地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	・連絡員派遣
四日市港管理組合	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系、有線系） インターネットメール 衛星携帯電話 	—
報道機関 ・NHK津放送局 ・三重テレビ放送 ・三重エフエム放送	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	—
通信事業者 ・NTT西日本三重支店	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	・連絡員派遣
その他通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
ガス事業者 ・東邦ガスネットワーク供給防災部 供給防災センター	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	・連絡員派遣
その他ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
交通事業者 ・三重交通	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	—
その他交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
電気事業者 ・中部電力パワーグリッド三重支社 ・JERA西日本支社	<ul style="list-style-type: none"> 三重県防災通信ネットワーク（地上系（中部電力パワーグリッド三重支社のみ）） 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣

その他電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
三重県医師会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） 三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） インターネットメール 	・連絡員派遣
三重県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） インターネットメール 	・連絡員派遣
三重県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網・移動体通信網 インターネットメール 	・連絡調整員
三重県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網・移動体通信網 インターネットメール 	—
日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上系） インターネットメール 	・連絡員派遣
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
みえ災害ボランティア支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
日本水道協会三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
中日本高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
運送事業者 ・三重県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	・連絡員派遣
医療機関 ・三重大学付属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター ・県立総合医療センター ・志摩病院 ・伊勢市立伊勢総合病院 ・桑名市総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕）（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、厚生連松阪中央総合病院、志摩病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター〕） 三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） インターネットメール 	—

2 通信途絶時の対応

(1) 無線機材の配置(総括部隊<総務班>)

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、被害状況等を把握するため、総括部隊(総務班)は無線機材を災害現地に配置し、災害状況報告及び県災対本部からの通報事項等に関する通信が確保できるように努める。

なお、浸水被害が発生した場合など、市町等の保有する無線機器や通信施設が損傷し、機能が低下、もしくは停止し、緊急に情報を伝達する必要がある場合は、総括部隊(総務班)は、以下の無線機材等の貸し出しを行うなど、通信確保の支援を行う。

また、移動通信機器(衛星携帯電話、簡易無線等)を保有する防災関係機関に対し、必要に応じて貸出の要請を行う。

- ① 本庁及び各庁舎に配備している地上系携帯型防災行政無線機器
- ② 本庁、防災ヘリコプター管理事務所、県広域防災拠点及び各消防本部に配備している衛星系可搬型防災行政無線機器
- ③ 国立大学法人三重大学の練習船勢水丸及び三重大学内に配備している地上系防災行政無線機器

(2) 県と市町防災行政無線による非常時の通信(総括部隊<総務班>)

三重県防災通信ネットワークの地上系防災行政無線のシステムを共用して移動系防災行政無線を構築した市町及び、県と市町移動系防災行政無線とで通信の互換性を有する市町にあっては、「非常時の通信に関する応援協定」に基づき、相互通信(県と市町移動系防災行政無線とが相互に通信すること)を提供する。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報の収集・伝達上必要があれば、市町は県に対して相互通信を要請する。また県は、市町から応援要請が無い場合でも、必要と思われる場合は、相互通信を提供する。

(3) 警察通信(警察部隊)

警察無線設備を通じて通信する場合、あらかじめ指名された通信統制官(警察本部通信指令課長)又は警察署長に対して、使用する通信設備及び理由、通信の内容並びに発受信者等を事前に申し出て、その承認を得た上で使用する。

(4) 国土交通省の水防道路用マイクロ無線網による通信(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

国土交通省(本省、各地方整備局、各河川・道路事務所・出張所)と都道府県、独立行政法人水資源機構、中日本高速道路株式会社等の間を結ぶ通信網で、県(県土整備部)を通じて使用する。

(5) 非常通信ルートの確保(総括部隊<総務班>)

災害などで、三重県防災通信ネットワーク等の通信確保が困難と認められるときは、非常通信事務必携に従い、東海地方非常通信協議会事務局(東海総合通信局)と協議の上、国等の防災関係機関の協力を得て通信を確保する。

(6) アマチュア無線等の活用(総括部隊<総務班>)

アマチュア無線や漁業無線の活用等、地域の無線ネットワークの活用を図る。

(7) 通信の臨時確保の要請

三重県広域受援計画に基づき、通信支障の発生状況を確認し、通信の臨時確保のニーズ調査を行う中で、県施設の通信途絶が発生している場合は、県内の電気通信事業者に対して、通信の臨時確保の要請を行う。県内の電気通信事業者で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部に対して要請を行う。

3 通信設備の応急復旧(総括部隊<総務班>)

三重県防災通信ネットワークの機器や通信施設が損傷し、機能が低下、もしくは停止した場合には、必要な要員や無線機材等を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

4 通信設備の機能維持(総括部隊<総務班>)

停電等に備え、通信機器用非常用発電設備の燃料確保等、通信設備の機能維持対策を行う。

■市町が実施する対策

市町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

市町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、市町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、警戒レベルを付した避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、市町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 通信手段の確保
- (2) 通信途絶時の対応
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<固定通信事業者が実施する対策>

1 応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア 交換所

洪水・高潮等に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

イ トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

- ① 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。
- ② 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

ウ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

発災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

①対策

- ・ 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- ・ テレビ・放送回線の救済

- ・ 長期避難所への特設公衆電話設置

②復旧方法

- ・ 移動無線機等の活用
- ・ 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- ・ 中継送路のマイクロ方式による救済
- ・ 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- ・ 重要加入者及び重要専用線の救済
- ・ 公衆電話の復旧
- ・ 孤立地域（村落）の通信途絶解消

② 復旧方法

- ・ 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- ・ 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

<移動通信事業者が実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ① 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
- ② 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ① 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- ② 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ③ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- ④ 住民に対して協力を要請する事項
- ⑤ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設

備による復旧工事等により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

<東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）が実施する対策>

1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、県、市町は必要に応じて要請を行う。

<その他の防災関係機関が実施する対策>

1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「<計画関係者共通事項等> 1 災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

2 通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信ルートを利用して通信する。

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 県災対本部への連絡員派遣

県災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を県災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下、もしくは停止した場合には、必要な要員や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 (発災3)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班、総務班）

第1項 活動方針

○ 県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
自衛隊への第一報の報告	総括部隊(総括班)	【発災1時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況(市町・県)
派遣及び応急措置の実施要請	総括部隊(総括班、救助班)	【発災3時間以内】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・被害状況(市町・県) ・応援要請(市町)
受入体制の整備	総括部隊(救助班)	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁) ・受入状況(市町)
経費の負担区分の協議	総括部隊(総務班)	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁、県・市町)
撤収要請	総括部隊(総括班、救助班)	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊・海上保安庁) ・撤収要請(市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 自衛隊災害派遣要請

(1) 第一報の報告（総括部隊＜総括班＞）

災害発生後速やかに、自衛隊に対して、自衛隊が派遣準備できるように第一報を入れる。

- 第一報：自衛隊が、正式な要請があったときに迅速に対応できるよう、派遣初動の準備体制を強化するための最低限の情報

(2) 派遣要請（総括部隊＜総括班＞）

知事は、市町長から別紙1などによる派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、別紙2により陸上自衛隊第33普通科連隊長へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

- 派遣要請窓口：陸上自衛隊第33普通科連隊 第3科

なお、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

《災害派遣要請の基準:3原則(公共性、緊急性、非代替性)》

- 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が必要な場合であつて、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

《要請書に記載する事項》

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。)
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 連絡場所及び連絡者
- ⑤ その他参考となる事項

(3) 派遣部隊の受入体制の整備(総括部隊<救助班>)

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市町にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整にあたる。

(4) 経費の負担区分の協議(総括部隊<総務班>)

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

なお、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として当該部隊が活動した地域の市町が負担するものとし、下記を基準とする。

- ① 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む)及び入浴料
- ③ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
- ④ 県・市・町が管理する有料道路の通行料

(5) 派遣部隊の撤収要請(総括部隊<総括班、救助班>)

市町長から別紙3による撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙4により、撤収の要請を行う。

2 海上保安庁への応急措置の実施要請

(1) 応急措置の実施要請(総括部隊<総括班>)

知事は、市町長から別紙5などによる要請を受け、その要請の事由を適当と認めた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、別紙6により第四管区海上保安本部長へ応急措置の実施要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

- 派遣要請窓口：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課

なお、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

《応急措置の実施要請事項》

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、県が行う災害応急対策の支援

《要請書に記載する事項(例)》

- ① 災害の状況及び応急措置を必要とする事由
- ② 応急措置を希望する期間
- ③ 応急措置を希望する区域及び活動内容
- ④ 連絡場所及び連絡者
- ⑤ その他参考となる事項

(2) 応急措置の受入体制の整備（総括部隊＜救助班＞）

知事は、海上保安庁の応急措置の実施が決定したときは、市町にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整にあたる。

(3) 経費の負担区分の協議（総括部隊＜総務班＞）

応急措置活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請（総括部隊＜総括班、救助班＞）

市町長から別紙7による撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の必要がなくなつたと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえで別紙8により、撤収の要請を行う。

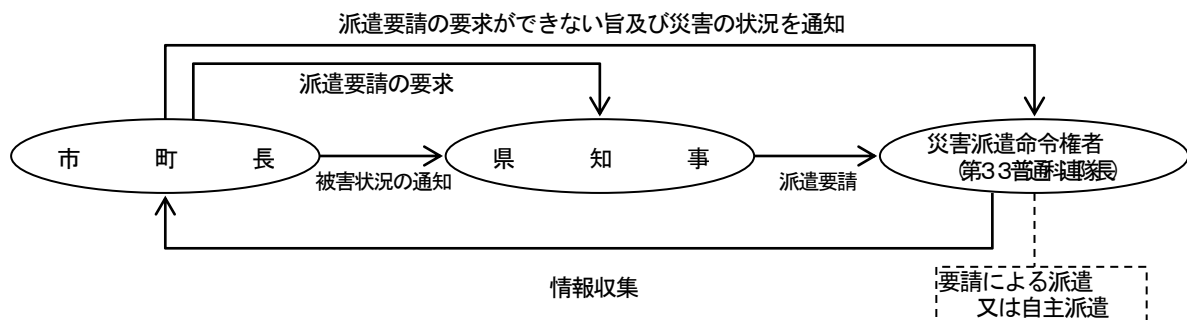
■市町が実施する対策

1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙1により、知事（総括班）へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該市町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。



《災害派遣要請の基準:3原則(公共性、緊急性、非代替性)》

- ① 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

市町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 派遣部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定

- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 派遣部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が協議して負担区分を決める。

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙3により、知事へ撤収要請を行う。

2 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求

(1) 手続き

市町長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙5により、知事(総括班)へ応急措置の実施要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事(総括班)へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が知事に応急措置の実施要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

《支援要請事項》

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、県が行う災害応急対策の支援

(2) 応急措置の実施部隊の受入体制の整備

市町は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 応急措置の実施部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 応急措置の実施部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ別紙7により、撤収の要請を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 県への自衛隊災害派遣要請の要求
- (2) 県への自衛隊災害派遣部隊の撤収要請
- (3) 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求
- (4) 県への海上保安庁の応急措置の撤収要請

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待つとまがない場合においては、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

- ① 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- ② 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④ その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

2 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動）

- ① 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- ② 避難の援助（誘導、輸送）
- ③ 遭難者等の捜索救助
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯及び給水の支援
- ⑩ 救助物資の無償貸与又は譲与
- ⑪ 危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町長等に通知しなければならない。

- ① 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- ② 避難の措置・立入
- ③ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- ④ 他人の土地等の一時使用等
- ⑤ 現場の被災工作物等の除去等
- ⑥ 住民等を応急措置の業務に従事させること

4 連絡員の派遣

災害発生時等、県と連携して災害応急対策活動等に当たる場合は、県又は、市町災対本部に連絡員（リエゾン）を派遣し、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

<海上保安庁の対策>

1 海難等の救助活動

海上保安庁は、海難等の救助活動等を行う。

また、原則として、救助活動等に必要な資機材を携行する。

自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(別紙1) 災害派遣要請書(知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町長) 印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

第4部 発災後の応急対策
第1章 災害対策本部活動の実施

(別紙2) 災害派遣要請書(陸上自衛隊第33普通科連隊長あて)

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 印

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙3) 撤収要請書 (知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町長) 印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

(別紙4) 撤収要請書(陸上自衛隊第33普通科連隊長あて)

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 印

自衛隊の撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式

(別紙5) 応急措置実施要請書(知事あて)

年 月 日

知事あて

(市町長) 印

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要請する事由
災害の状況(特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。)
応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
 - (1) 応急措置を希望する区域
 - (2) 応急措置を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙6) 応急措置実施要請書(第四管区海上保安本部長あて)

年 月 日

第四管区海上保安本部長 様

三重県知事 印

海上保安庁の応急措置の実施要請について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を要請します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要請する事由
災害の状況(特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。)
応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
 - (1) 応急措置を希望する区域
 - (2) 応急措置を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙7) 撤収要請書 (知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町長) 印

海上保安庁の応急措置撤収要請要求について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 応急措置の実施要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

第4部 発災後の応急対策
第1章 災害対策本部活動の実施

(別紙8) 撤収要請書(第四管区海上保安本部長あて)

年 月 日

第四管区海上保安本部長 様

三重県知事 印

海上保安庁の応急措置撤収要請について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 応急措置の実施要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、派遣班、広聴広報班）

第1項 活動方針

- 災害が発生した場合、速やかに情報を収集するとともに、その情報を分析し、災害対策活動方針を検討するための体制を確保する。
- 県民に対し、速やかに正確な災害情報等を提供するための広報体制を整え、運用する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集	総括部隊 (情報班、派遣班)	【発災直後】 災害発生の情報を得た後速やかに	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)
災害情報の分析	総括部隊 (総括班)	【発災直後】 災害情報を収集次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)
情報の伝達	総括部隊 (総括班)	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)
県民への情報提供	総括部隊 (広聴広報班)	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)
県民対応窓口の設置	総括部隊 (広聴広報班)	【発災後24時間以内】 県民からの問い合わせ状況により	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害情報の収集、分析、伝達

(1) 災害情報の収集

① 災害発生情報の収集（総括部隊<情報班>）

洪水や高潮、土砂災害等の災害が発生したとの情報を得た場合は、速やかに災害の種別、場所、規模及び人的被害の有無等について、地方部を通じ被災市町からの情報収集に努める。

また、被災地域に避難指示（緊急）等が発令されているかを確認し、発令されていない場合は、必要に応じ当該市町に対し、発令を促す。

なお、災害情報等の収集は、防災情報システムによることを原則とするものの、必要に応じメールやFAX、電話や防災行政無線等を活用し、迅速な情報収集に努める。

② 市町からの情報収集が困難な時の対応（総括部隊<総括班、派遣班>）

災害の発生等により、市町からの必要な情報の収集に支障をきたす場合は、「第2節 通信機能の確保」に掲げる通信手段により当該市町との通信を確保するとともに、職員の安全が確保できる範囲内で、必要に応じ当該市町に緊急派遣チーム又は地方部派遣チームを派遣もしくは増派する等により、

情報収集体制の確保に努める。

③ その他の機関の情報の活用（総括部隊＜総括班、情報班＞）

必要に応じて、警察や消防機関、海上保安庁、JAXA、ドローン関係団体等から被災地における被害情報等の収集を行う。

また、テレビやインターネット等による災害関連情報の収集に努める。

(2) 災害情報の分析（総括部隊＜総括班＞）

収集した災害情報は、速やかに各部隊及び地方部との共有を図る。

また、災害情報を分析し、災害対策活動方針や災害対策活動体制の増強の検討を行うとともに、人的被害が発生している又は発生するおそれがある場合等においては、自衛隊の災害派遣要請を行う等、救助・救出のための体制整備の検討を行う。

(3) 情報の伝達（総括部隊＜総括班＞）

① 被災市町への情報伝達

被災市町に対し、発生した災害に対する県の災害対策活動方針や自衛隊派遣要請の必要性等を伝達・確認するとともに、被災市町の県への要望等の聴き取りを行う。

② 近隣市町等への情報伝達

被災市町での災害情報の概要について、近隣市町や同様の気象事象の発生が見込まれる市町等に対して情報共有を行い、災害発生に対する警戒を促す。

③ 防災関係機関等への情報伝達

県の災害対策活動の実施に関する防災関係機関等に対し、災害情報や県の災害対策活動方針等についての情報共有を図る。

2 県民への広報・広聴

(1) 県民への情報提供（総括部隊＜広聴広報班＞）

以下に掲げる県民に必要な情報について、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」により情報伝達を行うとともに、必要に応じてテレビ、ラジオ等の電波媒体、新聞紙面、広報誌等の印刷媒体等を活用し、広く県民に必要な情報が伝わるよう努める。

【広報内容】

- ① 災害の発生状況
- ② 災害による被害の状況
- ③ 気象状況
- ④ 災害対策本部に関する情報
- ⑤ 救助・救出に関する情報
- ⑥ 避難に関する情報
- ⑦ 被災者の安否に関する情報
- ⑧ 二次災害危険性に関する情報
- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 公共交通機関の状況
- ⑪ ライフラインの状況
- ⑫ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑬ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑭ 公共土木施設状況
- ⑮ 防疫・衛生に関する情報
- ⑯ 教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
- ⑰ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑱ 住宅に関する情報
- ⑲ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

上記の情報提供にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

県民に対して広範囲にかつ迅速に災害時の情報を伝達できる報道機関に対して、総括部隊（広聴広報班）は、災害、復旧に関する情報を迅速に提供する。また、報道機関が独自に行う取材活動についてもできる限り協力する。

また、避難情報等に関しては、Lアラート（災害情報共有システム）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

(2) 県民対応窓口の設置（総括部隊＜広聴広報班＞）

必要に応じ、県民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。

■市町が実施する対策

1 災害情報の報告

(1) 災害情報の収集・報告

市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに地方部を通じ、県災対本部へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、通信の途絶等により県災対本部に連絡できない場合は、市町から直接、消防庁へ連絡する。

(2) 応急対策活動情報の報告

市町は、災害発生に伴い実施する応急対策の活動状況を、地方部を通じて県災対本部へ報告する。

2 住民への広報・広聴

(1) 住民への情報提供

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなど、的確な情報の提供に努める。

【広報内容】

- ① 災害の発生状況
- ② 災害による被害の状況
- ③ 気象状況
- ④ 災害対策本部に関する情報
- ⑤ 救助・救出に関する情報
- ⑥ 避難に関する情報
- ⑦ 被災者の安否に関する情報
- ⑧ 二次災害危険性に関する情報
- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 公共交通機関の状況
- ⑪ ライフラインの状況
- ⑫ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑬ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑭ 公共土木施設状況
- ⑮ 防疫・衛生に関する情報

第4部 発災後の応急対策
第1章 災害対策本部活動の実施

- ⑯ 教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
- ⑰ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑱ 住宅に関する情報

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

市町長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

また、避難情報等に関しては、Lアラート(災害情報共有システム)を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

(2) 住民対応窓口の設置

必要に応じ、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 県への自衛隊派遣要請の要求
- (2) 県への自衛隊派遣部隊の撤収要請
- (3) 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求
- (4) 県への海上保安庁の応急措置の撤収要請
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡(海上保安庁)

(1) 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した、あるいは通報を受けた海上保安官は、その旨を速やかに市町長に通報する。

■住民が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡

(1) 異常現象の発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町長又は警察官もしくは海上保安官に通報するよう努める。

第5節 応援・受援体制の整備 (災5)

【主担当部隊】：総括部隊（応援・受援班）

第1項 活動方針

<p>《応援体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県が締結している各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて展開する。 ○ 三重県市町災害時応援協定等に基づく市町間の応援体制の調整を迅速に行う。 <p>《受援体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害では被害が局所的である場合が多いことから、三重県市町災害時応援協定に基づく県内市町間の応援・受援調整を基本とする。 ○ ただし、県内市町間の調整で応援要員・救援物資等の資源が不足する場合は、国に対する要請、各協定等に基づく要請、及び三重県広域受援計画に基づき、応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。
--

第2項 主要対策項目

応援体制（県内被災地へ）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理	総括部隊 (応援・受援班)	随時	・被災状況(要請元自治体) ・応援要請内容(資源(人・物)等)
連絡要員の派遣	総括部隊 (応援・受援班)	【発災前】被害が予想される場合 【発災 48 時間以内】 ・各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート
応援内容の検討及び市町間の調整	関係部隊	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源(人・物)の確保状況(各部局)
応援市町への応援要請	関係部隊 総括部隊 (応援・受援班)	【要請受理後 24 時間以内】	・対応可能な資源(人・物)の状況(市町)
応援体制の構築	関係部隊	【要請受理後 72 時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点、(要請元自治体)

応援体制（県外被災地へ）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	総括部隊 (応援・受援班)	随時	・被災状況(要請元自治体) ・応援要請内容(資源(人・物)等)
連絡要員の派遣	総括部隊 (応援・受援班)	【発災 48 時間以内】 ・各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート

応援内容の検討及び市町間の調整	関係部隊	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源(人・物)の確保状況(各部局)
応援市町への応援要請	総括部隊	【要請受理後 24 時間以内】	・対応可能な資源(人・物)の状況(市町)
応援体制の構築	関係部隊	【要請受理後 72 時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点、(要請元自治体)

受援体制（県外及び県内自治体等から）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	総括部隊 (応援・受援班)	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
国に対する要請	総括部隊 (応援・受援班)	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
連絡要員の受け入れ	総括部隊 (応援・受援班)	【発災 48 時間以内】	・受け入れ時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	関係部隊(班)	【発災 48 時間以内】	・不足している資源(人・物)の状況(地方部・市町等)
受援体制の構築	関係部隊(班)	【発災 72 時間以内】	・受け入れ時期・資源(人数・数量)・場所

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

＜応援体制＞

1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理（総括部隊＜応援・受援班＞）

三重県市町災害時応援協定をはじめとする各協定及び基本法第 68 条に基づく応援要請について確実に受理を行う。

2 緊急派遣チームの派遣（総括部隊＜派遣班＞）

県は必要に応じて、被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。特に台風や前線による豪雨等、気象予報によってあらかじめ災害が予想される場合、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町へ職員を派遣する。

派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握するよう努める。

3 応援内容の検討及び市町間の調整（関係部隊）

応援要請を受理した場合、直ちに被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行う。

また、応援可能な資源（人・物）の確保に努めるとともに、県内の応援可能な市町の資源（人・物）について確認し、県からの応援及び市町間の応援内容の調整を行う。

応援が不可能な場合は、直ちに要請連絡先へその旨を報告することとする。

4 応援市町への応援要請（関係部隊）

県は、3による調整が完了した場合には、関係市町へ応援要請を行う。

5 応援体制の構築（関係部隊）

県は、応援要請に基づく県の応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、県の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、県が行う応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

○県外被災地への応援の場合

1 各協定等に基づく応援要請の受理（総括部隊＜応援・受援班＞）

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書をはじめとする各協定及び基本法第74条第1項並びに第74条の3第2項や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について確実に受理を行う。

2 連絡要員の派遣（総括部隊＜応援・受援班＞）

県は、全国知事会や応援協定主管府県等の要請があった場合、応援要請があった被災都道府県へ連絡要員を派遣する。なお、被害が甚大で応援要請が行えない場合においては、必要に応じ、自主的に連絡要員を被災都道府県へ派遣する。

連絡要員は、県と緊密に連絡を取りながら、被災都道府県の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討及び市町間の調整（関係部隊）

応援要請を受理した場合、直ちに被災都道府県と活動エリア・活動内容・期間について調整を行う。また、応援可能な資源（人・物）を確保する。

応援内容によって県内市町からの応援が必要と認められる場合には、県内市町間の応援内容の調整を行う。

応援が不可能な場合は、直ちに要請連絡先へその旨を報告することとする。

4 応援市町への応援要請（関係部隊）

県は、3によって調整が完了した場合には、県内市町へ応援要請を行う。

5 応援体制の構築（関係部隊）

県は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、県の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、県の応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

《受援体制》（県外及び県内自治体等からの受援）

1 各協定等に基づく応援要請（総括部隊＜応援・受援班＞）

県は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第74条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の都道府県に対し応援を求め、応急措置及び災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、県内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 国に対する要請（総括部隊＜応援・受援班＞）

県は、県内市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認められるときは、基本法第70条第3項に基づき、指定行政機関若しくは指定地方行政機関に対し、応急措置の実施を要請する。

また、災害応急対策を実施するため必要があると認められるときは、基本法第74条の4に基づき、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

3 連絡要員の受け入れ（総括部隊＜応援・受援班＞）

県災対本部に国及び応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、各部隊は国及び応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

4 具体的な要請内容の検討（関係部隊）

各部隊は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

5 受援体制の構築（関係部隊）

各部隊は、三重県広域受援計画に基づき、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保し、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

国等を通じて海外からの支援の申し入れがあった場合、各部隊は、活動エリア・活動内容・期間について関係省庁及び関係機関と調整を行うとともに、必要に応じて通訳や翻訳作業を行うための人員を確保することとする。

それにあたり、各市町に対し、支援物資の受け入れ及び避難所への供給体制の整備、自治体応援職員やボランティアの受入体制の整備を働きかける。

【三重県広域受援計画（令和2年3月修正）の構成】

第1章 総則

第2章 緊急輸送ルートに関する計画

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画

第4章 医療・保健活動に関する計画

第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受け入れに関する計画

第6章 物資調達に関する計画

第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画

第8章 ボランティアの受け入れに関する計画

第9章 自治体応援職員の受け入れに関する計画

■市町が実施する対策

《応援体制》

1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理

応援市町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の3第4項や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する応援市町は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣するよう努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

応援市町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、市町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、市町の応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

5 県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第74条の3第4項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

《受援体制》

1 各協定等に基づく応援要請

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定等各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受入

被災市町災害対策本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的

確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

被災市町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。
また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

＜＜応援体制＞＞

- (1) 各協定等に基づく応援要請の受理
- (2) 情報収集のための職員の派遣
- (3) 応援内容の検討
- (4) 応援体制の構築
- (5) その他必要な事項

＜＜受援体制＞＞

- (1) 各協定等に基づく応援要請
- (2) 連絡要員の受け入れ
- (3) 具体的な要請内容の検討
- (4) 受入体制の構築
- (5) その他必要な事項

【三重県が締結している広域相互応援協定一覧】

協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書	全国知事会 (全都道府県)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	中部ブロック 幹事県 近畿ブロック 幹事県	【カバー(支援)県】
中部9県1市災害時等の応援に関する協定	富山県、石川県、福井県 長野県、岐阜県、静岡県 愛知県、三重県、滋賀県 名古屋市	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	中部ブロック 幹事県	【主たる応援県】 ・隣接県
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県 徳島県、関西広域連合	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	関西広域連合	【カウンターパート】 ・応援府県
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定		(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣 (4)ヘリコプターの活用	奈良県 和歌山県	・奈良県 ・和歌山県
三重県市町災害時応援協定	三重県、市長会、町村会 (県内全市町)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	※県地方災害 対策部及び応援市町	【県及び応援市町】

第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等^{災6}

【主担当部隊】：総括部隊（応援・受援班）

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求め、要員を確保する。
- 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等	総括部隊 (応援・受援班)	【発災直後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)
従事命令等	総括部隊 (応援・受援班)	【発災直後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)
受援状況の進行管理	総括部隊 (応援・受援班)	【発災直後】 応援職員による活動が開始されたとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等（総括部隊〈応援・受援班〉）

知事又は、県の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あつせんの求め

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを内閣総理大臣に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 都道府県間の災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

次の各協定に基づく場合は、各協定書の規定に基づき行う。

① 中部9県1市災害応援に関する協定

(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市)

- ② 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定
(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合)
- ③ 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定(三重県、奈良県、和歌山県)
- ④ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定(各都道府県)

(4) 応援職員確保現地調整会議

大規模災害時には、県内に「応援職員確保現地調整会議」(構成：総務省(事務局)、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック幹事都道府県、等)が設置され、被害の状況等を考慮しつつ、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。

(5) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の都道府県職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

2 従事命令等(総括部隊<応援・受援班>)

知事は、基本法第71条第1項の規定に基づき、災害が発生した場合において、基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、救助法(第七条、第八条)の規定の例により、従事命令、協力命令を執行することができる。

なお、知事は、基本法第71条第1項の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を市町長が行うこととすることができるが、その場合は、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町長に通知するものとし、またこの通知をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(1) 執行にかかる事務

従事命令等の執行の事務は、各法令を所管する部局担当課が実施する。

(2) 公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更し又は取り消すときは、公用令書を交付する。

(3) 費用

知事が基本法第71条並びに救助法第7条の規定に基づいて発した従事命令により、災害応急対策並びに救助に従事した者に対しては、救助法施行細則第10条に規定するところによりそれぞれ実費を弁償する。

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令により、災害対策に従事又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族等に対し、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」に基づき損害を補償する。(三重県地域防災計画添付資料参照)

【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項

- ① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ③ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑤ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告又は指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限

1 従事命令（救助法第7条関係）

従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第4条）

- ① 医師、歯科医師又は薬剤師
- ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
- ③ 土木技術者又は建築技術者
- ④ 大工、左官又はとび職
- ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者
- ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者
- ⑦ 軌道経営者及びその従事者
- ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者
- ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者
- ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者

2 協力命令（救助法第8条関係）

協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。

3 受援状況の進行管理（総括部隊〈応援・受援班〉）

応援・受援班は、応援職員の受入れ数、活動場所、被災市町からの要請情報に対する過不足等を把握し、自治体応援職員の配置調整、受援状況の進行管理等を行うため、必要に応じて各部隊を招集し、受援調整会議を開催する。

■市町が実施する対策

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市町長又は、市町の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、指定地方行政機関に対して文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あっせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを都道府県知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

2 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、市町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

3 受援状況のとりまとめ

応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行

管理を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 国及びその他の地方公共団体への職員派遣要請
- (2) 従事命令等
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国及びその他の地方公共団体の対策>

1 災害対策要員の確保

(1) 動員体制の確立

各機関の災害応急対策責任者は、災害時における動員体制を確立しておく。

(2) 機関相互の応援

応急体制に要する人員は、その機関において確保する。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の の応急対策

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保(発災7)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊<公共土木対策班>
警察部隊

第1項 活動方針

- 道路災害等による二次災害防止措置を適切に講じるとともに、防災活動の拠点となる広域防災拠点や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通行規制の実施	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 雨量等規制値を超え次第	・雨量情報、河川水位情報 等(气象台、河川管理者等)
道路交通情報・被害情報の収集	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) 警察部隊	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損 壊・被害情報等(道路管理者 等)
道路パトロールと緊急時の措置	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班)	【発災6時間以内】 発災後速やかに	・県内の被災状況や道路情 報(関係機関等)
緊急輸送道路等の確保	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班)	【発災24時間以内】 緊急輸送道路等の確保体 制が整い次第	・県内の被災状況や道路情 報(関係機関等)
交通規制の実施(緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行可能 が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情 報(関係機関等)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 通行規制の実施(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

(1) 通行規制区間における通行規制の実施

県管理道路について、異常気象等により被害が発生するおそれが著しいと認められる箇所を含む規制区間において、あらかじめ定める規制基準を超過した場合には、道路管理者は速やかに

通行規制を行う。

(2) 通行規制区間外での通行規制の実施

県管理道路について、規制区間外の箇所においても、気象状況等を勘案して必要に応じ規制区間に準じた通行規制を実施する。

2 道路交通情報・被害情報の収集（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、警察部隊）

(1) 監視用テレビカメラ等による道路情報等の収集

災害が発生又は発生の危険性が高まっている場合、主要交差点の監視用テレビカメラやヘリコプターテレビシステム、(一社)三重県警備業協会と構築した「情報連絡システム」を活用するほか、広域緊急援助隊先行情報班を投入することにより、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

(2) 国や市町、民間事業者等からの道路情報等の収集

県内の道路の被害状況の情報収集にあたっては、県管理道路の情報以外に、国や市町が管理する道路情報、(一社)三重県建設業協会が構築した情報共有システムにおける道路情報、その他道路情報を提供している民間事業者からの情報収集など、多様な手段を用いて情報収集を行う。

(3) 道路情報の一元化

道路管理者、警察、その他関係機関は連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、社会基盤対策部隊において道路情報の一元化を図る。

3 道路パトロールと緊急時の措置（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>）

(1) 道路パトロール

道路パトロールについては、各建設事務所が実施する。

① 道路パトロールの体制

建設事務所長は必要な職員を参集させパトロールを実施する。また、緊急時の措置を行うための体制を整える。

② 道路パトロールの実施箇所

道路パトロールは、緊急輸送道路及び三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所（道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所）を標準として行う。

(2) 道路パトロール時における緊急時の措置

① 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険の防止を図るための障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

② 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設事務所にその状況を報告し、指示を受け、通行規制等を実施する。

③ 住民等への周知

前記の災害が附近の住民又は他の施設に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民又は他の施設管理者に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせよう努める。

4 緊急輸送道路等の確保（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>）

被災者及び救助・救急要員等の輸送あるいは災害応急対策用物資及び資材の運搬等の災害対策活

動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路等の確保を図る。

(1) 道路啓開方針の策定及びそれに基づく実施

緊急輸送道路等が障害物等により安全に通行できない場合は、道路啓開方針を決定し、それに基づき建設業協会等関係機関と協力し道路啓開を実施する。

(2) 災害時における車両の移動

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、以下の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

(基本法第76条の6第1項)

道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(3) 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

(緊急輸送道路の指定等については、第2部 第4章 第1節「輸送体制の整備」に記載)

5 交通規制の実施〈緊急交通路の指定〉(警察部隊)

災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めるときは、次によりこれを行う。

(1) 交通規制方針

交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、次の方針により実施する。

- ① 緊急交通路の迅速な確保
- ② 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限
- ③ 被災地域への一般車両の流入制限
- ④ 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置

(2) 交通規制の実施要領

大規模災害等の発生に際しては、次の交通規制等を実施する。

① 道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく警察署長等の交通規制

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路や浸水区域への流入抑制を図る。

② 基本法に基づく交通規制

公安委員会は、緊急交通路を確保するため、基本法第76条第1項に基づき必要な交通規制を実

施する。

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。

③ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認めるときは、上記交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づき、車種、時間等を指定して、車両の通行を禁止又は制限する。

④ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者等が実施するが、警察本部においても、必要に応じて危険防止のための交通規制を実施する。

⑤ 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において県災対本部と情報共有するとともに、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を提出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

(3) 路上放置車両等の移動等

基本法により交通規制を実施した通行禁止区域等において路上放置車両等が通行の障害となった場合は、以下の規定に基づき移動等の措置を取って輸送機能等の確保を図る。

(基本法第76条の3第1項)

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

(4) 交通信号機等交通安全施設の機能確保

① 交通信号機の停電について、自動起動型信号機電源付加装置が整備済の交通信号機については、同装置により対応する。

② その他交通安全施設について、特別点検、修理等応急対策を実施する。

(5) (一社)三重県警備業協会に対する警備員の出動要請

緊急交通路の確保が警察等の公的機関のみでは十分に行えない場合は、「災害時における緊急交通路の確保等に係る警備業務に関する協定」に基づき(一社)三重県警備業協会に警備員の出動を要請する。

(6) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付

緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両(緊急通行車両等)とする。

緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、

各警察署、災害時に設置される交通検問所、三重県防災対策部、三重県地域防災総合事務所または地域活性化局において以下のとおり行う。

また、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両については優先して交付する。

ア 緊急通行車両確認証明書の交付申請手続き

災害が発生した際に、車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、交付機関は確認のための必要な審査を行う。

また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、事前届出を行っていない申請者からの交付申請に優先して交付を行うものとし、その際、確認のための必要な審査を省略することができる。

イ 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付

交付機関は緊急通行車両の交付申請に基づき、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付する。

(事前届出制度等については、第2部第4章第1節「輸送体制の整備」に記載)

■市町が実施する対策

1 通行規制の実施

「<県が実施する対策> 1 通行規制の実施」に準ずる。

2 道路パトロールと緊急時の措置

「<県が実施する対策> 3 道路パトロールと緊急時の措置」に準ずる。

3 緊急輸送道路の確保

「<県が実施する対策> 4 緊急輸送道路の確保」に準ずる。

4 交通規制の実施

(1) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<県が実施する対策> 5 交通規制の実施 (3)路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行う。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 通行規制の実施
- (2) 道路被害情報の収集
- (3) 交通規制に関する措置
- (4) 道路の応急復旧等（緊急啓開路線、啓開活動等）
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<県が実施する対策>5 交通規制の実施 (3)路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

2 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、市町、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

<中部地方整備局、近畿地方整備局の対策>

1 状況の把握

道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努める。

2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

3 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保する。また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

航路についても、必要に応じて航路啓開を実施し、早期の航路確保に努める。

4 排水作業の実施

洪水や高潮等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

<中日本高速道路株式会社の対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 施設・設備等の被害状況の把握
- ② 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ③ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被害情報の収集

管理区域にかかる高速道路の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等により施設の被害状況を把握する。

(3) 通行規制の実施

通行車両の安全確保又は緊急輸送機能の確保等のため、必要に応じ適切な通行規制を行う。

(4) 利用者等に対する広報

通行規制を実施した場合は、道路情報板及びインターネット等により利用者等に対して広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

2 応急復旧対策の実施

被害箇所において速やかに通行可能となるよう復旧作業を実施する。

特に、緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。

<その他道路管理者の対策>

1 通行規制の実施

「<県が実施する対策> 1 通行規制の実施」に準じる。

2 道路パトロールと緊急時の措置

「<県が実施する対策> 3 道路パトロールと緊急時の措置」に準じる。

3 緊急輸送道路等の確保

「<県が実施する対策> 4 緊急輸送道路等の確保」に準じる。

<海上保安庁、港湾管理者の対策>

1 船舶交通の整理、指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

2 船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

3 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

4 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

5 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

<自動車運転者がとるべき行動>

1 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

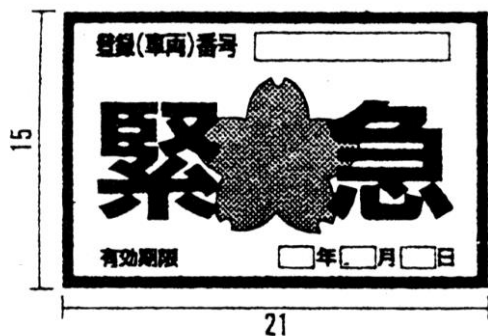
- ① 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - a 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
 - b 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
- ② 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
- ③ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

■参 考

- 1 基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- 2 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



第2節 水防活動(発災8)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）

第1項 活動方針

- 台風・大雨時等の河川、海岸、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 指定した河川水位を超過した場合 指定した海岸で高潮警報等が発表された場合	・気象情報(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者) ・堤防等の状況(水防管理団体、県水防支部)
監視、警戒体制の整備	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 指定した河川水位を超過した場合 指定した海岸で高潮警報等が発表された場合	・気象情報(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者) ・堤防等の状況(水防管理団体、県水防支部)
ダム・水門等の操作	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災のおそれがある場合】 河川水位や潮位等の状況に応じ	・気象情報、潮位情報等(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者)
水害防止の応急活動	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災1時間以内】 堤防等の異常を確認次第速やかに	・堤防等の状況(水防管理団体、県水防支部)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 水防活動の実施(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

(1) 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川については、国土交通大臣が洪水予報河川に指定しており、洪水のおそれがあるときは気象庁と共同し、河川の水位又は流量を県水防本部に通知するため、県水防本部は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。(水防法第10条)

(2) 水位周知河川

洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては、国土交通大臣及び

知事が水位周知河川に指定し氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めており、国管理河川の水位がこれに達したときはその旨を国は県水防本部に、県水防本部は水防支部を通じ水防管理者に通知する。また、県管理河川の水位がこれに達したときはその旨を県水防支部は水防管理者に通知（同時にホットラインを実施）する。なお、これらは必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条）

(3) 水位周知海岸

海岸で高潮により相当な損害が予想されるものについては、知事が水位周知海岸に指定し高潮特別警戒水位を定めており、水位がこれに達したときはその旨を県水防支部は水防管理者に通知する。なお、これらは必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条の3）

(4) 水防警報河川・海岸

上記河川・海岸を含め、洪水・高潮により相当な損害が予想されるものについては、国土交通大臣及び知事が水防警報河川・海岸に指定し、これにより水防警報を発したとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を国は県水防本部に、県水防本部及び水防支部は水防管理者その他水防関係機関に通知する。（水防法第16条）

(5) 水位の通知及び公表

水位計の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、水位計の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。（水防法第12条）

（「三重県水防情報システム（レピス）」が正常に機能し、三重県「防災みえ.jp」又は国土交通省「川の防災情報」ホームページで、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。ただし、水位周知河川にかかる水位観測所は省略することができない。）

2 監視、警戒体制の整備（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸保全施設等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができ得よう水防管理団体を指導する。

(2) 非常警戒

水防管理者は水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができるよう水防管理団体を指導する。

3 ダム・水門等の操作（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水・高潮等の発生を未然に防止するため、管理するダム・堰・水門等の適切な操作を行うとともに、必要に応じ、関係市町や管轄警察署への通知、地域住民への周知等を行う。

4 水害防止の応急活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

堤防、ため池、樋門等の決壊等、水防上の危険のおそれがあると認められる場合、水防管理者、消防団長、消防機関の長等は管轄警察署長に通報の上、当該地域の住民等に対し避難のための立退きを指示するとともに、応急措置を講ずる等によりでき得る限り被害の拡大を防止するよう努める。

■市町が実施する対策

1 消防団の出動

気象の予警報等を考慮の上、県水防支部が発表する水防警報等に基づき、水防活動を行うための消防団に対し待機、準備又は出動の配備指令を行う。

2 監視、警戒体制の整備

「＜県が実施する対策＞2 監視、警戒体制の整備」に準ずる。

3 水門等の操作

「＜県が実施する対策＞3 ダム・水門等の操作」に準ずる。

4 水害防止の応急活動

「＜県が実施する対策＞4 水害防止の応急活動」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 必要な箇所の門扉開閉操作
- (2) 監視、警戒体制の整備
- (3) 水防組織（県水防計画に準じて、災害に即応できる有効かつ適切な水防体制の確立）
- (4) 災害発生直前の対策（水防上危険と思われる箇所についての水防活動の実施や水門等の適切な操作など）
- (5) 応急復旧工事の実施
- (6) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜中部地方整備局、近畿地方整備局が実施する対策＞

1 水防活動の実施

洪水、高潮又は高波等により、相当な損害が予想される区域における水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び氾濫危険水位到達情報の通知並びに水防資機材の提供を行う。

また、洪水、高潮又は高波等によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施する。

第3節 公共施設被災時の応急対策 (発災9)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）

第1項 活動方針

- 県民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで、二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動）

対策(活動)項目	主担当部・部隊	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路・橋梁にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) 警察部隊	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(各市町、道路管理者等、防災関係機関(地域機関含む))
土砂災害発生時の応急対策	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(各市町、防災関係機関(地域機関含む))
港湾施設・漁港施設にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(各市町、防災関係機関(地域機関含む))
農業用施設にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(各市町、防災関係機関(地域機関含む))
林業用施設にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(各市町、防災関係機関(地域機関含む))
漁業用施設にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(各市町、防災関係機関(地域機関含む))

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる応急対策（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、警察部隊）

(1) 被害情報の収集

「第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 <県が実施する対策> 2 道路交通情報・被害情報の収集」に準じて、緊急輸送道路を最優先として被害情報を収集するものとし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や県民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2) 通行障害発生時の応急対策

大雨等により道路冠水や法面崩落等の通行障害が生じた場合は、速やかに通行止め等による二次災害防止措置を講じる。

2 土砂災害発生時の応急対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

土砂災害が発生した場合は、可能な限り速やかに被害拡大の可能性について調査し、被害拡大の可能性が高い場合は関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

また、被害が拡大し、さらに重大な土砂災害につながるおそれがある場合は、土砂災害防止法第28条に基づく緊急調査を実施するとともに、緊急調査により必要が認められたときは、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知し、一般に周知させるための必要な措置を講じる。

土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。

(2) 避難判断情報等の提供

迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるよう、市町へ土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

また、必要に応じ、市町に対し、基本法第61条の2に規定する避難指示等に当たっての技術的助言を行う。

土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

3 港湾施設・漁港施設にかかる応急対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

高潮・高波により被害が発生した際には、可能な限り速やかに被害拡大の可能性について調査し、被害拡大の可能性が高い場合は関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロール等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。また、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。また、必要に応じて応急措置を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

(3) 施設利用者及び住民に対する広報

被災した施設は、気象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民及び関係市町へ周知する。

4 農業用施設にかかる応急対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

農業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

5 林業用施設にかかる応急対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

林業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

6 漁業用施設にかかる応急対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

■市町が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる応急対策

「<県が実施する対策> 1 道路、橋梁にかかる応急対策」に準ずる。

2 土砂災害発生時の応急対策

県から提供される土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報や、基本法第61条の2に規定する避難指示等にあたっての技術的助言を活用し、土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

3 漁港施設の応急対策

「<県が実施する対策> 3 港湾施設・漁港施設にかかる応急対策」に準ずる。

4 農業用施設にかかる応急対策

「<県が実施する対策> 4 農業用施設にかかる応急対策」に準ずる。

5 林業用施設にかかる応急対策

「<県が実施する対策> 5 林業用施設にかかる応急対策」に準ずる。

6 漁業用施設にかかる応急対策

「<県が実施する対策> 6 漁業用施設にかかる応急対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 道路、橋梁にかかる応急対策
- (2) 土砂災害発生時の応急対策
- (3) 漁港施設の応急対策
- (4) 農業用施設にかかる応急対策
- (5) 林業用施設にかかる応急対策
- (6) 漁業用施設にかかる応急対策
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<道路管理者、港湾管理者、海上保安庁が実施する対策>

1 公共土木施設等にかかる応急対策

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「<県が実施する対策> 1 道路、橋梁にかかる応急対策」に準ずる。

(2) 港湾施設（港湾管理者、海上保安庁）

「<県が実施する対策> 3 港湾施設、漁港施設にかかる応急対策」に準ずる。

第4節 ライフライン施設被災時の応急対策（発災10）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、水道・工業用水道班）

第1項 活動方針

- 水道、下水道、工業用水道施設（県管理）について、被害状況を迅速に把握し、二次災害防止措置を講じる。
- ライフライン施設の管理者は、県災対本部との連絡体制を確保するとともに、被害状況を迅速に把握し、利用者等への広報に努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部・部隊	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水道施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設の被害状況(水道事務所)
下水道施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設の被害状況(流域下水道事務所)
工業用水道施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設の被害状況(水道事務所)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 水道施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

(1) 被害状況の把握等

発災後、水道施設について、施設の損傷及び機能の確認にあたらせる。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

2 下水道施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 被害状況の把握等

発災後、県が管理する下水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認にあたらせるとともに、被害状況を把握し県災対本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

3 工業用水道施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊〈水道・工業用水道班〉）

(1) 被害状況の把握等

発災後、工業用水道施設について、施設の損傷及び機能の確認にあたらせる。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

■市町が実施する対策

1 上水道施設（市町管理）の応急対策

(1) 被害状況の把握等

「〈県が実施する対策〉 1 水道施設（県管理）の応急対策 (1) 被害状況の把握等」に準じる。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

「〈県が実施する対策〉 1 水道施設（県管理）の応急対策 (2) 被害の拡大及び二次災害の防止」に準じる。

2 下水道施設（市町管理）の応急対策

(1) 被害状況の把握等

「〈県が実施する対策〉 2 下水道施設（県管理）の応急対策 (1) 被害状況の把握等」に準じる。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

「〈県が実施する対策〉 2 下水道施設（県管理）の応急対策 (2) 被害の拡大及び二次災害の防止」に準じる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 上水道施設（市町管理）の応急対策
- (2) 下水道施設（市町管理）の応急対策
- (3) その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

〈電気事業者が実施する対策〉

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネット等により地域の利用者へ広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

<都市ガス事業者が実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握する。

(3) 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

(4) ガス供給停止の判断

- ① 下記に挙げるような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止する。
 - a 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合
- ② ガス工作物の被害が予想される地域では、直ちに以下のような情報収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等からガスの工作物の被害による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。なお、二次災害のおそれの有無の判断は、可能な限り速やかに行う。
 - a 道路及び建物の被害状況
 - b 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況
 - c ガス漏洩通報の受付状況

(5) 緊急連絡体制

災害発生の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行う。

(6) 利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障を来した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者へ広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

<LPガス販売事業者が実施する対策>

1 緊急対策

- ① 協会員及び県災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- ② ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。

- ③ LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- ④ その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- ⑤ 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

<コミュニティガス事業者が実施する対策>

「<都市ガス事業者が実施する対策>及び<LPガス事業者が実施する対策>」に準ずる。

<固定通信事業者が実施する対策>

「第1章 第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<移動通信事業者が実施する対策>

「第1章 第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<鉄道事業者が実施する対策>

1 台風・大雨等時の運転基準及び運転規制区間

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- ② 施設、旅客等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安をやわらげ、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ① 災害の規模
- ② 被害の範囲
- ③ 被害の状況
- ④ 不通線区
- ⑤ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ① 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ② 災害により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ③ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町、

警察、消防等に協力を依頼する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）が実施する対策>

1 台風・大雨等時の運転規制

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
- ② 施設、乗客等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安をやわらげ、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

- ① 災害の規模
- ② 被害の範囲
- ③ 被害の状況
- ④ 不通区間
- ⑤ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ① 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ② 災害により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ③ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネット等により周知を図る。

<三重県石油商業組合が実施する対策>

1 緊急対策

- ① 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- ② 組合員及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
- ③ 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

第5節 ヘリコプターの活用(発災11)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班）

第1項 活動方針

○ 風水害の発生により、県内で甚大な被害が発生し、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出、救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	総括部隊（救助班）	【天候回復後1時間以内】 天候回復後速やかに	・各市町の被災状況（総括部隊（情報班））
ヘリコプターの応援要請	総括部隊（救助班）	【天候回復後1時間以内】 保有ヘリコプターが活動できない場合又は不足する場合速やかに	・各市町の被災状況（総括部隊（情報班）） ・ヘリコプターの運航状況（ヘリコプター保有機関）
活動拠点の確保	総括部隊（総括班、救助班）	【天候回復後6時間以内】 ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災状況（市町、各消防本部、各施設管理者）
各活動の実施	総括部隊（救助班）	【天候回復後6時間以内】 被災状況とりまとめ、ヘリポート確保後速やかに	・救出救助要請（各救助機関、市町） ・人員搬送要請（各部隊） ・物資搬送要請（各部隊）

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

※「天候回復」とは、ヘリコプターの活動が可能な天候に回復した状況をいう。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 被害情報の収集（総括部隊＜救助班＞）

県防災ヘリコプターは、市町等の要請に基づく運航が基本であるが、緊急を要する場合は、市町等の要請の有無に関わらず、出動し、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビ電送システムを用いた情報収集活動を行い、効果的な被害情報の収集及び共有を行う。

県警察ヘリコプターは、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビシステムを用いた情報収集活動を行い、効果的な被害情報の収集及び共有を行う。

（「第1章 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 <県が実施する対策>」に準ずる。）

2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊＜救助班＞）

県が保有するヘリコプターによる活動が行えない場合、又は活動体制が不足する場合は、次の機

関等に各ヘリコプターの応援要請を行う。

(1) 緊急消防援助隊

県は、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を通じ、総務省消防庁へ緊急消防援助隊航空部隊を要請する。

(2) 相互応援協定に基づく応援要請

県は、必要に応じて次にある相互応援協定に基づく応援要請を行う。

協定名称	締結先団体
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	奈良県、和歌山県
三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定	滋賀県
四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県 名古屋市

(3) 指定地方行政機関への要請

県は、(1)(2)における消防防災ヘリコプター以外に、必要に応じて指定地方行政機関（中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部）が保有するヘリコプターの活用について要請を行う。また、中部空港事務所を通じて航空輸送の要請を行う。

(4) 協定事業者への要請

協定名	締結相手方
航空機チャーターに関する協定	中日本航空株式会社
災害等緊急時におけるヘリコプター運航に関する協定 (近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定の枠組で締結)	中日本航空株式会社 朝日航洋株式会社 四国航空株式会社 アカギヘリコプター株式会社 東邦航空株式会社 学校法人ヒラタ学園
災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	日本ヘリシス株式会社

(5) 自衛隊への要請

上記(1)から(4)による活動が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し航空輸送の支援要請を行う。

3 活動拠点の確保（総括部隊＜総括班、救助班＞）

県は、他機関のヘリコプターを活用することとなった場合、応援要請を行った各機関のヘリコプターの受入体制を整えるとともに、ヘリコプターの活動拠点を確保することとする。

(1) ヘリベース（HB）の確保

航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重県営鈴鹿スポーツガーデンを代替ヘリベースとして設定する。

ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。

(2) フォワードベース（FB）の確保

被災地近傍の場外離着陸場等で、離着陸、給油、人員の乗降、装備・物資等の積み降ろし可能

な拠点を確保する。フォワードベースの運用にあたり、必要がある場合は、航空隊員（応援航空隊員を含む。）を派遣する。

(3) 航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用が想定される拠点を確保する。

(4) ランディングポイント（LP）の確保

上記(1)(2)(3)以外で、災害救助活動のための離着陸を行う地点を確保する。

(5) 航空燃料の確保

航空部隊の燃料補給基地は、原則として、津市伊勢湾ヘリポートとし、ヘリベース指揮者が燃料補給に関する協力を要請する。ヘリベースを伊勢湾ヘリポート以外に設置した場合及びフォワードベースを設置した場合は、総括部隊救助班とヘリベース指揮者が協議のうえ、航空燃料を確保する。

4 各活動の実施（総括部隊＜救助班＞）

ヘリコプターの運用は、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に実施する。ヘリコプターの運用にあたっては、要請の優先度を判断した上で決定することとし、複数のヘリコプターを運用する場合には、その役割分担について調整を行う。

- ① 被災状況等の調査及び情報収集活動
- ② 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ③ 災害応急対策活動要員、資機材の搬送
- ④ 被災者等の救出
- ⑤ 救援物資等の搬送
- ⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- ⑦ その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

■市町が実施する対策

1 県防災ヘリコプターの応援要請

市町は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合でヘリコプターによる活動が必要と認められる場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの支援要請を行う。

2 受入体制の構築

市町は、ヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受入体制を整える。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 県へのヘリコプターの応援要請
- (2) ヘリコプターの受入体制
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜指定地方行政機関及び自衛隊が実施する対策＞

1 被害情報の収集

風水害の発生により、県内に甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自に情報収集を開始するとともに、県災対本部等、関係機関間での情報共有に努める。

2 要請に基づく活動

県災対本部から要請があった場合には、県災対本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急活動(発災12)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班、総務班）

警察部隊

三重県消防応援活動調整本部

社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）

第1項 活動方針

<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。 ○ 困難な状況下(気象条件、現場条件)での活動となるため、活動現場に応じた、適切な重機や資機材を調達する。(排水ポンプ車、照明車、ボートなど)
--

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各救助機関への部隊派遣要請	警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 総括部隊(総括班)	【発災後1時間以内】 人命に係る被害が発生又は発生するおそれが生じた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)
救助・救急活動の調整	総括部隊(救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)
活動拠点等の確保	総括部隊(総括班、救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、各施設管理者) ・活動拠点の使用状況(県、市町、自衛隊、警察、消防) ・道路の状況(県、市町、自衛隊、警察、消防)
重機・資機材の調達等	総括部隊(総括班、救助班) 警察部隊	【発災後6時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後	・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海

	三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)		上保安庁、警察、消防、津地方气象台) ・重機・資機材の確保状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)
惨事ストレス対策	総括部隊(総務班) 警察部隊	【発災72時間以内】 救助・救急活動を実施した職員の健康状態等に変調をきたすおそれがあるとき	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 各救助機関への部隊派遣要請

(1) 警察災害派遣隊に対する要請(警察部隊)

災害発生に伴って必要があると認めるときは、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊の要請等(三重県消防応援活動調整本部)

県は、近隣市町のみでは対応できず、県内他市町の応援が必要と認める場合には、三重県内消防相互応援協定による県内消防相互応援隊の編成・応援出動の指示を行う。

また、他都道府県の応援が必要と認める場合には、消防組織法第44条による広域応援要請等を消防庁に対して行う。

その場合、県災对本部内に「三重県消防応援活動調整本部」を設置するとともに、要請手続き等については、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」により、活動体制を確保する。

(3) 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請(総括部隊<総括班>)

「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、実施する。

2 救助・救急活動の調整(総括部隊<救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部)

(1) 救助機関の活動調整

県は、気象情報(予測含む)や各種防災情報及び市町からの応援要請に基づき、部隊の効果的な運用や最重要地域の選定等について、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

なお、救助・救急活動にかかる県外消防機関も含めた応援部隊の効果的な投入や展開地域の選定等については、三重県消防応援活動調整本部が消防庁と総合調整を行う。

(2) ヘリコプター等の活用調整

県は、気象状況等を考慮し、防災ヘリコプターの他、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関が保有するヘリコプター及び船舶を有効に活用できるよう調整を行う。

(3) 救助関連情報の共有等

県は、救助機関の救助部隊が効果的かつ効率的な救助活動を実施できるよう、以下の対策を実施す

る。

- ① 各救助機関に対し、救助部隊の対処状況並びに各救助機関が収集した災害情報の提供を求め、これらを集約するとともに、救助要請情報を中心に救助関連情報を整理・分析し、救助機関間で情報の共有を行う。
- ② 救助部隊を受け入れる市町と救助機関を仲介し、救助部隊受け入れの調整を行う。

3 活動拠点等の確保(総括部隊<総括班、救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部)

県は、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、車両や資機材の留め置場、宿営等に関して、広域応援部隊が被災地域に向かう際の一次的な進出目標を「広域進出拠点」、各部隊が具体的な支援地域に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」として、救助部隊を受け入れる市町と調整して確保する。

4 重機・資機材の調達等(総括部隊<総括班、救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班>)

救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

ただし、活動機関による調達・携行が困難と思われる特殊な重機・資機材については、関係機関等と調整のうえ調達する。

また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓等からの消火用水供給について、情報提供を行う。

5 惨事ストレス対策(総括部隊<総務班>、警察部隊)

救助・救急活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、必要に応じて、精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■市町が実施する対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

(1) 救助・救急活動の実施

市町は、消防機関及び消防団等市町の保有するすべての機能を発揮し、救助・救急活動を実施する。

(2) 協定に基づく応援要請

市町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

市町からの要請又は県からの指示があった市町は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

(4) 救助・救急活動の調整

市町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合で、県や他の市町村へ応援要請を行ったときは、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

2 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

3 重機・資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により重機・資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

4 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 救助・救急活動の実施及び調整
- (2) 活動拠点等の確保
- (3) 重機・資機材の調達等
- (4) 惨事ストレス対策
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

<海上保安庁の対策>

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。
県から要請があった場合は、要請に基づき、救助活動を実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第2節 医療・救護活動（発災13）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班）

保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班）

第1項 活動方針

- 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等を中心として医療・救護活動にあたり、人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者支援を踏まえた、医療・保健・福祉の連携を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	総括部隊(総括班) 保健医療部隊(情報収集・分析班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	・医療機関、医師会、保健所等、市町、
医療・救護活動	総括部隊(救助班) 保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	・医療機関、医師会、保健所等、市町、
医薬品等の確保	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	・被害状況及び供給体制(医薬品等備蓄所)
医療施設の応急復旧	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	・医療施設の被災情報(市町・医療機関)
保健医療調整本部の機能の強化	保健医療部隊(情報収集・分析班)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点	・保健所

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

(1) 医療情報の収集・共有（保健医療部隊<情報収集・分析班>）

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の収容状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の収集を行う。通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認を行う。

また、保健所等による現地確認や、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・警察・消防・自衛隊等が自らの活動において収集した情報等から把握した医療機関

の被災状況については、その情報を関係機関の間で共有する。

収集した情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者の助言を得て、DMAT・DPATや医療救護班の派遣要請を検討する。

なお、保健医療活動チームの派遣調整、情報連携等は、県災対本部保健医療部隊が兼ねる県保健医療調整本部において総合調整を行う。

(2) SCUの状況確認（総括部隊＜総括班＞、保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）

広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）候補地の使用の可否を把握し、使用できない場合は、代替候補地の状況を把握する。

2 医療・救護活動

(1) DMAT派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

ア 三重DMATの派遣

被災地において、医療の必要があるときは、知事は、三重DMATを派遣する。

なお、DMATの派遣要請を行うかどうかを判断する際には、災害医療コーディネーター又は統括DMATの助言を得て行うことができる。

イ 日本DMATの派遣要請

被害が甚大で、三重DMATのみの対応では医療の提供が不足すると想定される場合は、知事は厚生労働省へ日本DMATの派遣を要請する。

ウ DMATの活動調整

県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置したDMAT調整本部において、統括DMAT等がDMATの活動調整を行う。

また、ドクターヘリ調整部を設置し、救助班にリエゾンを派遣し調整を行う。

(2) 医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

ア 医療救護班の派遣要請

発災後2日から1週間程度を過ぎても災害医療体制を継続する必要がある場合に、県は、医療救護班の編成協力機関に派遣を要請する。

イ 地方部による派遣調整

地方部は、市町から医療救護班の派遣依頼に基づき、管内において医療救護班の派遣調整を行う。

これによっても医療の提供が不足するときは、県災対本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

ウ 医療救護班の派遣

県は、地方部からの要請又は県災対本部において必要を認めたときは、医療救護班の派遣を行う。

なお、県は、必要に応じて、医療救護班でなくDMATを派遣する。

エ 国及び他都道府県への派遣要請

県は、ウによっても救護活動が不足するときは、国及び他都道府県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

オ その他

医療救護班の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができる。また、県内における医療救護班の連絡体制については、県保健医療調整本部で調整する。

(3) 患者搬送及び収容の調整（総括部隊＜救助班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、災害拠点病院等へ搬送し、医療を実施できるよう調整する。

救急車等による搬送が困難な場合は、総括部隊と調整のうえ、搬送手段の確保に努める。

(4) **SCUの設置及び運営（総括部隊<救助班>、保健医療部隊<医療活動支援班><地方部保健所（保健所一部福祉事務所）>）**

広域医療搬送及び隣県等との調整により行う地域間搬送が必要と判断された場合は、現地情報を参考にSCUの設置を決定し、災害拠点病院のDMATと協力してSCUを設置する。また、協定書等に基づき医薬品や医療資器材等の供給を実施する。

SCUの設置について、内閣府へ報告した後、国が作成する広域医療搬送計画に基づき、関係機関と調整のうえ、県外への患者搬送を実施する。

SCU本部においては、医療機関だけでなく、搬送機関と協力して、円滑な広域医療搬送が行えるよう連携して取り組む。

(5) **透析患者の対応（保健医療部隊<医療活動支援班>）**

透析医療の情報については、「<県が実施する対策> 1. 医療情報の収集・共有」に加えて日本透析医会の災害時情報ネットワークの情報も活用し、透析施設の被災状況や稼働状況等を把握し、市町等を通じて情報提供を行う。また、必要に応じて、移送及び宿泊施設の確保を行う。

それでもなお、受入が困難な透析患者等については、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受入可能な地域への移送及び一時避難先の確保を行う。

(6) **精神保健支援・DPATの派遣（保健医療部隊<医療活動支援班>）**

精神保健支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置するDPAT調整本部を中核とし、保健所が市町等と連携し、必要な箇所で被災者の救護活動を行うとともに、必要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地へ派遣する。

ア 三重DPATの派遣

被災地において、精神科医療・精神保健活動の必要があるときは、知事は三重DPATを派遣する。

イ 他自治体DPATの派遣要請

被害が甚大で、三重DPATのみの対応では精神科医療・精神保健の提供が不足すると想定されるときは、知事は厚生労働省へDPATの派遣を要請する。

ウ DPATの活動調整

DPAT調整本部において、DPAT総括者等がDPAT派遣及び他自治体DPAT派遣要請ほか、DMATとの連携に関して調整を行う。

(7) **災害時こころのケア活動（保健医療部隊<医療活動支援班>）**

被災者のこころのケアについては、発災初期は、DPAT調整本部を中心に活動を行い避難所等の支援を展開する。発災後中長期においては、段階的に地域の精神保健活動に引継ぐ。

(8) **小児・周産期リエゾンの要請**

小児・周産期支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に招聘する小児・周産期リエゾンを中心に、小児・周産期にかかる学会、県内団体等のネットワークを活用し、小児・周産期に特有の支援を要する被災者に対して適切な支援を行うこととする。

ア 三重県小児・周産期リエゾンの招聘

被災地において、小児・周産期医療の必要があるときは、知事は三重小児・周産期リエゾンを県災対本部保健医療部隊に招聘する。

イ 他県との調整

被害が甚大で県内の産科・小児科医療機関では小児・周産期医療の提供が不足すると想定されるときは、小児・周産期リエゾンとは都道府県の小児・周産期リエゾンに応援や妊婦・周産期児の受け入れ等の調整を行う。

3 医薬品等の確保（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

(1) 医薬品・衛生材料等の調達・分配

県は被災地から要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地の救護所等へ分配するとともに、被災地外の医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の確保のための調整を行う。

また、必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品等の提供の要請を行う。

各保健所においては、所轄市町の医薬品等関係機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う。

(2) 援助物資の活用

国及び他府県から提供された援助物資（医薬品等）については、あらかじめ定める集積場所に集め、医療機関及び避難所等へ分配する。

(3) 輸血用血液製剤の確保

災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、三重県赤十字血液センターと緊密な連絡を取りつつ、輸血用血液製剤の確保に努める。必要量の確保が県内で困難な場合においては、国及び他府県等に対して血液製剤の移入を要請する。

また、必要な血液量を確保するため、広く県民に献血協力を要請する。

4 医療施設の応急復旧（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

(1) 公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

(2) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

(3) 応急復旧用物資の優先供給

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼する。

5 保健医療調整本部の機能の強化（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）

(1) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣

被災保健所からの要請、または保健医療部隊で検討を行い必要と判断した場合は、統括DHEATの助言を得て、知事は厚生労働省へDHEATの派遣を要請する。

■市町が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

2 医療・救護活動

(1) 救護所の設置

市町長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行い、災害拠点病院や郡市医師会等へ医師や医療救護班の派遣を要請する。

住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

なお、救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所への救護所の併設についても検討する。

(2) 医療救護班の派遣による実施

「<県が実施する対策> 2 (2) 医療救護班の派遣及び配置調整」に準ずる。

市町長は、当該地域において医療及び助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

(3) 医療機関による実施

市町長は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

(4) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は市町長から要請のあったとき、もしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第2章 第1節 緊急の交通・輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、市町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

3 医療施設の応急復旧

「<県が実施する対策> 4 医療施設の応急復旧 (1) 及び (2)」に準ずるほか、人工透析に大量の水を必要とする透析施設への優先的な給水を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 救護班の編成
- (2) 救護所の設置候補場所
- (3) 災害拠点病院、災害医療支援病院等との連携体制
- (4) 患者の搬送体制
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<医療機関が実施する対策>

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

- ① 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- ② 患者の急増等に対応するため、医療機関相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。
- ③ 医療救護班の編成協力機関は、知事又は市町長からの派遣要請を待つことなく、災害発生直後において、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- ④ 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時、派遣できる体制を整えておく。

2 患者搬送及び収容

「<市町が実施する対策> 2(4)患者搬送及び収容」に準ずる。

<日本赤十字社三重県支部の対策>

1 医療及び助産の実施方法

- ① 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。
なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。
- ② 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

<赤十字奉仕団の対策>

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

<三重県歯科医師会の対策>

1 口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な場所で被災者の口腔ケア活動を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

第4章 緊急避難対策

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 (発災14)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、救助班、広聴広報班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）
救援物資部隊（物資活動班）
被災者支援部隊（避難者支援班）
警察部隊

第1項 活動方針

- 避難の指示等が市町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
- 県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各部隊(班)が連携して市町の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難の指示等	総括部隊(総括班、 広聴広報班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、 農林水産対策班) 警察部隊	【発災のおそれがある場合】 市町の[警戒レベル4]避難指示 等発令後速やかに	・[警戒レベル4]避難指示等 (市町)
被災者の大規模避難 対策	総括部隊(救助 班、総括班)	【発災のおそれがある場合】 市町からの要請があり次第速や かに	・市町からの支援要請情報 (市町)
避難所の開設及び運 営支援	総括部隊(総括班、 情報班、救助班) 施設管理者 救援物資部隊(物 資活動班) 被災者支援部隊 (避難者支援班、応 急住宅班)	【発災のおそれがある場合】 市町からの要請があり次第速や かに	・避難所の支援要請情報 (市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 市町長が指示できない場合の知事の措置（総括部隊＜総括班＞）

災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、市町長が避難の指示等を行うことができなくなったときは、市町長に代わって知事が指示等を行う。

(2) 地すべり等防止法に基づく知事の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、必要な区域の住民に避難を指示する。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（地すべり等防止法第25条）。

(3) 水防法に基づく知事等の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

台風等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の住民等に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。

水防管理者が指示した場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（水防法第29条）。

(4) 警察官の措置（警察部隊）

① 台風による水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき、警察官は避難の指示を行う。

この場合、直ちにその旨を市町長に通知する。（基本法第61条）

② 災害による危険な事態がある場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場に居合わせた者を避難させる。この場合、その旨を公安委員会に報告する。（警察官職務執行法第4条）

③ 災害による危険を防止するため特に必要がある場合において、市町長等が現場にいないとき、又は市町長等から要求があったときは、警察官は、警戒区域を設定する。この場合、直ちにその旨を市町長に通知する。（基本法第63条第2項）

(5) 放送事業者を活用した避難指示等の広報（総括部隊＜総括班、広聴広報班＞）

市町長の〔警戒レベル4〕避難指示等の発令を受け、放送事業者にその広報を依頼する。

2 県内市町への広域避難の受入協議（総括部隊＜総括班＞）

災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で、他市町への被災者の受入れが必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受入れを協議する。

3 他の都道府県の市町村への広域避難の受入協議（総括部隊＜総括班＞）

災害の発生に伴い、地方部を通じて、市町から他の都道府県の市町村への避難者の受入れについて、当該都道府県の市町村が所在する県との協議を求められた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で、他の都道府県の市町村への避難者の受入れが必要と認められたときは、当該都道府県に対して当該避難者の受入れについて協議する。

4 避難者の大規模移送支援（総括部隊＜救助班＞）

災害の発生に伴い、地方部を通じて、市町から大規模な避難者移送の要請を受けたとき等は、災害時における緊急・救援輸送に関する協定に基づき、（公社）三重県バス協会の協力を得るなどにより、避難者の移送を支援する。

また、災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で移送の必要性が認められたときなどには、

市町の要請を待たず速やかに、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、避難者を陸上、海上輸送により移送するほか、必要に応じて空輸等の方法により避難させる。

5 避難所の開設及び運営支援

(1) 県有施設の避難所としての活用(施設管理者)

県の災害時活用施設としての事前指定を受けていない県有施設について、市町から避難所としての一時使用要請があった場合、当該施設の管理者は支障のない範囲において、これを使用させるとともに、避難所の開設にあたっての支援を行う。

(2) 避難所開設情報等の収集と伝達(総括部隊<情報班>)

市町から報告のあった避難所の開設状況を三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」や報道機関を通して住民に広報する。

(3) 避難所運営の支援(被災者支援部隊<避難者支援班>)

被災した市町等の避難所運営を支援するため、要請に基づき職員を市町に派遣するなど、避難所運営にかかる支援等を行う。

(4) 避難行動要支援者への対応(被災者支援部隊<避難者支援班>)

- ① 市町からの要請に基づく避難行動要支援者に対する支援にあたっては、自主防災組織、ボランティア等に協力を求める。
- ② 公益財団法人三重県国際交流財団と連携して「みえ災害時多言語支援センター」を設置し、外国人被災者について、市町と連携して必要な支援を行う。
- ③ 福祉避難所への避難者について、市町と連携して必要な支援を行う。

(5) 避難所等の被災宅地危険度判定(被災者支援部隊<応急住宅班>)

市町の避難所開設及び避難促進に際し、市町から三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づく被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請があった場合は、三重県被災宅地危険度判定士に対して活動を要請するなど、必要な支援を行う。

(6) 船舶の避難所利用(総括部隊<総括班、救助班>)

市町から要請があった場合、県災対本部は、中部運輸局三重運輸支局に対して民間船舶の調達を要請する。

(7) 救援物資情報の収集及び提供(救援物資部隊<物資活動班>)

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町・地方部と地域内輸送拠点(市町物資拠点)・避難所における救援物資要請情報の収集及び救援物資の供給情報の提供を行う。

(8) 隣接市町への避難所の設置(被災者支援部隊<避難者支援班>)

災害の様相が深刻で、罹災市町内に避難所を設置することができない場合、隣接市町に罹災市町民の収容を委託、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

■市町が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 避難の指示等

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合、土砂災害防止法第29条に基づく土砂災害緊急情報が通知され人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して[警戒レベル4]避難指示の発令等により避難のための指示を行う。この場合、市町長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

また、避難の指示のほか、必要に応じて[警戒レベル3]高齢者等避難の発令等により、避難行動要

支援者等を対象として適切な避難誘導を実施する。その際、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。（基本法第56条）

さらに、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が警戒避難しうよう、周知のための必要な措置を講ずるほか、海岸付近で高潮、波浪、潮位の変化による浸水のおそれがある場合についても同様の措置をとる。

① 市町長の指示（災害種別の限定なし）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、市町長は〔警戒レベル4〕避難指示の発令等により立退きを指示する。

この場合、市町長は、速やかにその旨を知事に報告する。（基本法第60条）

② 水防管理者の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立ち退くべきことを指示する（水防法第29条）。

水防管理者が上記指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（水防法第29条）。

(2) 避難の指示等の内容

避難の指示等は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等

(3) 〔警戒レベル3〕高齢者等避難の内容

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める〔警戒レベル3〕高齢者等避難を必要に応じて発令する。（基本法第56条）

(4) 避難の指示等にかかる市町長不在時の対応

市町長不在時においては、代理規定に基づき、〔警戒レベル4〕避難指示等の発令にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

(5) 〔警戒レベル4〕避難指示等の解除

市町長は、〔警戒レベル4〕避難指示または〔警戒レベル5〕緊急安全確保の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

2 避難の指示等の住民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

〔警戒レベル4〕避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2) 〔警戒レベル4〕避難指示等の住民への伝達

① 住民への伝達方法等

〔警戒レベル4〕避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- ア 同報無線による周知
- イ 通信事業者の提供する緊急速報メールサービス

ウ 広報車による周知

エ 県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

オ 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

カ 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する要配慮者等への避難情報の提供

② 避難の指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1 分	1 分	1 分
	5 秒	5 秒	

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

3 避難場所・避難所への避難誘導

避難場所への避難誘導においては、各地域の避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等での避難を誘導する。

① 避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿等を使用して行うものとし、作成していない場合は、民生委員や地域住民、社会福祉施設等と連携して情報を収集し、避難誘導を行う。

② 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。

③ 避難者の大規模移送の要請

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市町において措置できないときは、市町は県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、被災市町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

④ 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

4 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

- ① あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福

社避難所を開設するとともに、その充足状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

- ② 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。
- ③ 避難所の開設及び避難の促進に際して、降雨等による宅地地盤・擁壁等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込

(4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。また、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。
- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- ⑤ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。
- ⑥ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑦ 帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応

じて、早期の帰宅の促進を検討する。

- ⑧ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- ⑨ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

(5) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

5 広域避難の実施

避難先を同一市町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。

なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難の指示等の実施責任者
- (2) 避難の指示等の方法（避難情報発令基準、伝達内容、伝達方法等）
- (3) 警戒区域設定の実施責任者
- (4) 避難誘導體制及び避難行動要支援者の避難誘導
- (5) 避難方法
- (6) 避難所の現況（所在地、名称、収容可能人員）
- (7) 避難所の開設
- (8) 避難所の管理、運営
- (9) 福祉避難所に関すること（設置場所、管理・運営方法等）
- (10) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 市町長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

「<市町が実施する対策> 1 (1) 避難の指示等」に掲げる指示等を市町長が行うことができないとき又は市町長から要求があったときは、海上保安官は、避難を指示することができる。この場合は、海上保安官は、速やかにその旨を市町長に報告する。（基本法第61条）

(2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場に行かないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第94条）

2 避難の指示等の県民への広報（報道機関）

市町長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民に避難情報等の指示内容の周知を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 適切な避難行動の判断

市町から〔警戒レベル4〕避難指示等が発令された場合、もしくは居住等する地域に災害が発生するおそれが高まった場合などには、ハザードマップによる被害予測や過去の災害履歴等を踏まえ、最寄りの避難場所等に避難する、自宅の2階等安全な場所に退避するなど、各自の判断によって安全を確保するために適切な避難行動をとる。

2 住民の協力による避難行動の促進

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等で避難を行う。

3 避難行動要支援者の避難支援

洪水や高潮による浸水や、土砂災害等の可能性が認められる地域において、〔警戒レベル3〕高齢者等避難が発令されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別避難計画を作成している地域にあつては、計画に沿った支援に努める。

4 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

5 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

6 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに帰宅するとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策 (発災15)

【主担当部隊】：保健医療部隊（保健衛生班）

被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班、ボランティア班）

第1項 活動方針

- 地域住民等は、市町が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 県及び市町は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
- 県は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。
- 医療・保健・福祉の連携を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等	被災者支援部隊 (避難者支援班)	【発災のおそれがある場合】 県災対本部設置後速やかに	・避難行動要支援者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(市町、要配慮者関連施設)
要配慮者への応急対策情報等の提供	総括部隊 (広聴広報班) 被災者支援部隊 (避難者支援班)	【発災6時間以内】 要配慮者に必要な災害応急対策情報等を入手次第	・要配慮者への支援に資する情報(関係部隊、市町、防災関係機関)
避難所等への専門職員等の派遣	保健医療部隊(保健衛生班) 被災者支援部隊 (避難者支援班、ボランティア班)	【発災24時間以内】 避難所等から避難行動要支援者・要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点	・必要な支援の内容(市町〈避難所〉)
市町からの要請に対する支援	被災者支援部隊 (避難者支援班)	【発災24時間以内】 市町から支援要請があった時点	・優先提供が必要な要配慮者情報(市町〈避難所〉)
公営住宅等の要配慮者への優先提供	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災72時間以内】 公営住宅等の提供体制が整った時点	・優先提供が必要な要配慮者情報(市町〈避難所〉)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握

県は、市町を通じ、避難行動要支援者の被災状況及び避難情報を収集する。

また、市町の著しい機能低下により情報収集が困難な場合は、市町の避難行動要支援者対策を代行する。

(2) 要配慮者関連施設の被災状況の把握

ア 高齢者関連施設情報の把握及び受入調整等

- ① 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- ② 施設入所者の避難等の調整を行う。
- ③ 高齢者施設等への介護職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を行う。
- ④ 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

イ 障がい者関連施設情報の把握及び受入調整等

- ① 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- ② 施設入所者の避難等の調整を実施する。
- ③ 障がい者施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を実施する。
- ④ 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

ウ 生活保護関連施設情報の把握及び受入調整等

- ① 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- ② 施設入所者の避難等の調整を実施する。
- ③ 生活保護関連施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を実施する。
- ④ 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

エ 児童福祉関連施設情報の把握及び受入調整等

- ① 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- ② 施設入所者の避難等の調整を実施する。
- ③ 児童福祉関連施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を実施する。
- ④ 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

(3) 在宅難病患者の状況把握

市町の要請に基づき、在宅難病患者の状況把握を支援する。

(4) 市町を越える福祉避難所等への受入調整

市町を越えて、要配慮者を、福祉避難所又は被災を免れた社会福祉施設等へ緊急入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。

また、重度在宅難病患者で入院等の調整が必要な場合、保健所保健師、難病医療専門員等の調整により、県内又は他都道府県の施設への受入を要請する。

2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊＜避難者支援班＞、総括部隊＜広聴広報班＞）

(1) 要配慮者関連施設への情報提供

- ① 「＜県が実施する対策＞ 1 (2) 要配慮者関連施設の被災状況の把握」の施設に対し、個別に必要な応急対策情報を提供する。
- ② 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。

(2) 在宅の要配慮者への情報提供

- ① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。
- ② 保健所保健師等、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。

(3) 外国人住民等への情報提供及び情報窓口の設置

- ① 公益財団法人三重県国際交流財団と連携し、みえ災害時多言語支援センターを設置して、多言語ホームページなど様々な広報手段を活用して応急対策情報を多言語で提供する。
- ② 外国人住民等に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。

(4) 県民対応窓口の設置

- ① 住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。
- ② 外国人住民等からの問い合わせに対応するため、みえ災害時多言語支援センターにおいて対応窓口を設置する。

3 避難所等への保健師等の派遣（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

災害時における保健衛生職員等の応援要請の確認及び派遣調整を行う。県内の応援のみでは対応が困難な場合、他県等へ応援要請を行う。

(1) 保健師等チームの派遣

被災地住民の健康レベルの向上を図ることを目的に、市町及び管轄保健所の指揮下において、在宅、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等における医療・保健・福祉ニーズ(健康ニーズ)を収集し、地域住民に対する公衆衛生施策を実行する。

(2) 管理栄養士等の派遣

公益社団法人三重県栄養士会等関係団体の協力を得て、特殊栄養食品ステーションを拠点に、食事に配慮が必要な被災者へ、特別用途食品等を適切に供給できる体制づくりの支援を行う。

(3) 三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）の派遣

三重県内で一定期間避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合には、三重県、三重県社会福祉協議会、福祉関係団体等の協働により、三重県災害福祉支援ネットワーク本部を設置し、三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)を派遣する。

4 避難所等へのその他の専門職員等の派遣（被災者支援部隊＜避難者支援班、ボランティア班＞）

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。

(2) 災害ボランティアの派遣

要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。

5 市町からの要請に対する支援（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

(1) 応援職員の派遣等の支援

市町から、被災した要配慮者に対応するための、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、優先的に支援を行う。

(2) 通訳者派遣等の多言語支援

みえ災害時多言語支援センターが中心となって、他の市町、NPO団体、ボランティア等と連携し、避難所等への通訳者の派遣の調整や、翻訳等の多言語支援を行う。

6 公営住宅等の要配慮者への優先提供（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

公営住宅等を被災者に提供するにあたっては、要配慮者等の特別の配慮を要する避難者を優先する。

7 介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。

調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。

■市町が実施する対策

1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援にかかる関係機関、関係者等協力を求め、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、生活環境の確保を図る。

3 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

4 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

5 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や、国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難行動要支援者・要配慮者の被災情報把握・避難支援
- (2) 避難所生活を送る要配慮者への配慮
- (3) 要配慮者の保健・福祉対策等
- (4) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用するなどして、地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画等を活用して、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、各市町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

市町から高齢者等避難が発表された場合、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始し、避難支援等関係者は避難行動要支援者の支援を行う。

また、避難行動要支援者の避難の際には、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全の確保に努める。

第3節 学校・園における児童生徒等の避難対策 (発災16)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）

第1項 活動方針

○ 風水害等発生時には、学校関係者、防災関係機関等が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
児童生徒等の安全確保	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況(市町・県立及び私立学校・防災関係機関)
学校・園の被害状況等の把握・情報提供	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況(市町・県立及び私立学校・防災関係機関)
県立学校及び市町への支援	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災24時間以内】 支援要請があり次第速やかに	・被害状況(市町・県立及び私立学校・防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 児童生徒等の安全確保(被災者支援部隊<教育対策班>)

(1) 避難場所への誘導状況や児童生徒等の安否状況の確認

児童生徒等に被害が見込まれる風水害等が発生した場合、児童生徒等の避難場所への誘導状況や児童生徒及び教職員の安否状況を確認する。

(2) 通信途絶時等の対応

通信手段の途絶等により県立学校が被災者支援部隊<教育対策班>に安否情報を報告できない場合、学校から派遣された教職員により報告を受けた市町災対本部から(地方部を通じて)安否情報を収集する。

2 学校・園の被害状況等の把握・情報提供(被災者支援部隊<教育対策班>)

(1) 県立学校の被害状況等の把握・情報提供

県立学校の被害情報を各学校から収集し、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

(2) 公立小中学校等・園の被害状況等の把握・情報提供

公立小中学校等・園の被害情報を各市町等教育委員会から収集し、整理する。また、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

(3) 私立学校の被害状況等の把握・情報提供

私立学校の被害情報を収集し、ホームページ等により被害状況等の公表に努める。

3 県立学校及び市町への支援(被災者支援部隊<教育対策班>)

県立学校と連絡を密に取り、必要に応じ、職員の派遣や物資の供給等の調整を行う。

また、市町等教育委員会から要請があった場合、必要な支援に努める。

学校に設置された避難所の運営や学校再開に向けた業務、児童生徒等の心のケア等を自力で行えない学校がある場合、学校長または市町等教育委員会と調整の上、「三重県災害時学校支援チーム」を派遣し、学校の支援を行う。

■県立学校が実施する対策

1 児童生徒等の安全確保

(1) 学校における児童生徒等の安全確保

① 避難場所への誘導

県立学校の教職員は、風水害等による校舎の損壊や警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

② 児童生徒等の安否確認

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、被災者支援部隊<教育対策班>に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

③ 通信途絶時等の対応

通信手段の途絶等により被災者支援部隊<教育対策班>に安否情報を報告できない場合は、市町災対本部へ教職員を派遣し、安否情報を報告する。

(2) 登下校時の児童生徒等の安全確保

① 避難場所への誘導

県立学校の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる風水害等が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を把握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

② 児童生徒等の安否確認

県立学校の教職員は、児童生徒等の安否を確認し、被災者支援部隊<教育対策班>に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

③ 通信途絶時等の対応

通信手段の途絶等により被災者支援部隊<教育対策班>に安否情報を報告できない場合は、市町災対本部へ教職員を派遣し、安否情報を報告する。

(3) 夜間・休日等における対応

① 教職員の非常参集及び被害情報の収集

県立学校の校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員等は、参集基準に従い出勤し、安全を確保しつつ被害情報を収集する。

② 児童生徒等の安否確認

風水害等により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、被災者支援部隊<教育対策班>に対し安否情報を報告する。

③ 通信途絶時の対応

通信手段の途絶等により被災者支援部隊<教育対策班>に安否情報を報告できない場合は、市町災対本部へ教職員を派遣し、安否情報を報告する。

(4) 児童生徒等の下校又は保護継続の判断

帰宅経路等の安全が確認できた児童生徒等については、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらうなどあらかじめ定められた方法により下校させる。

保護者が迎えに来ることができない児童生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所等で学校の保護下に置く。

2 学校の被害状況等の把握・情報提供

県立学校の教職員は、学校の人的被害及び施設被害の情報を収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否や避難状況等の情報を提供する。

■市町が実施する対策

1 児童生徒等の安全確保

(1) 学校・園における児童生徒等の安全確保

公立小中学校等・園の教職員は、風水害等による校舎の損壊や警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、市町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

(2) 登下校時の児童生徒等の安全確保

公立小中学校等・園の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる風水害等が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を把握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

公立小中学校等・園の教職員は、児童生徒等の安否を確認し、市町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

(3) 夜間・休日等における対応

公立小中学校等・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員等は、参集基準に従い出勤し、安全を確保しつつ被害情報を収集する。

風水害等により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、市町災対本部に対し安否情報を報告する。

2 学校・園の被害状況等の把握・情報提供

市町災対本部は、公立小中学校等の人的被害及び施設被害の情報を各学校から収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否や避難状況等の情報を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

また、保育園の被害情報を各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 児童生徒等の下校・保護継続の判断
- (2) 児童生徒等の避難対策
- (3) その他必要な事項

■地域・住民が実施する対策

地域住民や自治会、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

第5章 特定自然災害対策

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（発災17）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

社会基盤対策部隊（公共土木対策班、廃棄物対策隊）

警察部隊

第1項 活動方針

- 気象庁（津地方气象台）と連携して速やかに情報を収集し、該当する市町・県民に対して、適切かつ速やかに情報提供する。
- 収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講じる。
- 県民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
1 局地的大雨対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 廃棄物対策隊)	【発災のおそれがある場 合】 県内に局地的大雨が発 生した場合	・降水短時間予報(气象台) ・大雨注意報・警報(气象台) ・降水ナウキャスト(气象台) ・キキクル(气象台) ・顕著な大雨に関する気象情 報(气象台)
2 竜巻等突風対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 廃棄物対策隊)	【発災のおそれがある場 合】 「竜巻注意情報」が発表 された場合	・竜巻注意情報(气象台) ・竜巻発生確度ナウキャスト (气象台)
3 雪害対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) 警察部隊	【発災のおそれがある場 合】 県内に「大雪警報」が発 表された場合	・大雪に関する気象情報(気 象台)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 局地的大雨対策

積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降り始めから十数分間程度で、中小河川が増水したり、低地や道路のアンダーパスが冠水するといった災害が発生することがある。

また、積乱雲が同じ場所で連続して発生・発達を繰り返すような場合は、非常に激しい雨が数時間にわたり降り続いたため総雨量が数百ミリに達し、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、局地的な大雨が発生した場合は、以下の対策を講じる。

- (1) 道路の適切な管理（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

県管理道路について、アンダーパス等の浸水時における通行止や、大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保対策を講じる。

(2) 排水ポンプによる排水（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

必要に応じ排水ポンプを作動させ、道路の冠水や家屋への浸水等による被害の軽減を図る。

(3) 情報収集・伝達（総括部隊＜総括班＞、社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

気象庁が提供する「降水短時間予報」（15時間先までの雨の予想）や「高解像度降水ナウキャスト」（1時間先までの雨の予想）により、雨雲の状況等を随時確認して、これらの情報の県庁内での共有を図るとともに、気象庁が発表する「記録的短時間大雨情報」などについて、市町・防災関係機関等へ情報を伝達する。

また、市町が適切に避難指示等を発令できるよう、河川水位等の情報提供を適切に行う。

(4) 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

災害廃棄物の処理について、市町での対応が困難と判断される場合は、県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄処理に関わる。また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。

2 竜巻等突風対策

竜巻は、突発的に発生することから、その発生を予測することが難しい一方で、風速70m/s以上にも達することがある猛烈な風により、進路にあるものを巻き上げながら移動することから、建築物の破壊や飛来物の衝突などの甚大な被害を生じるおそれがある。

このため、竜巻が発生する可能性が高まった場合、又は竜巻が発生した場合には、以下の対策を講じる。

(1) 情報伝達（総括部隊＜総括班＞）

気象台から竜巻注意情報を受信した場合は、三重県防災通信ネットワーク等を使用して地方部及び市町等へその情報文を伝達する。

(2) 災害がれき処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

災害がれきの処理について、市町での対応が困難と判断される場合は、県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄処理に関わる。また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。

(3) 道路の応急復旧（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

3 雪害対策

県内で大雪が発生すると、鉄道や道路における交通障害や停電などのライフラインへの影響が生じるとともに、孤立集落が発生するなど、地域に大きな社会的混乱を生じるおそれがある。

このため、雪害が発生した場合には、以下の対策を講じる。

(1) 道路除雪（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

主要な幹線道路について、優先的な除排雪の実施に努める。

(2) 適切な道路管理と交通対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）

道路管理者、県警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、基本法第76条の6の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。

(3) 防災関係機関との協力（総括部隊＜総括班＞、社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

■市町が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

(2) 住民への注意喚起

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、「＜県民・事業者等が実施する対策＞1 局地的大雨対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

(3) 災害廃棄物処理

市町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

2 竜巻等突風対策

(1) 住民への注意喚起

気象庁が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達するとともに、「＜県民・事業者等が実施する対策＞2 竜巻等突風対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

(2) 避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

(3) 災害がれき処理

市町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

(4) 道路の応急復旧

「＜県が実施する対策＞2 竜巻等突風対策 (3) 道路の応急復旧」に準じる

3 雪害対策

(1) 住民への注意喚起

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達し、注意を促すとともに、「＜県民等が実施する対策＞3 雪害対策」で記す内容を住民等へ周知するよう努める。

(2) 道路除雪

「＜県が実施する対策＞3 雪害対策 (1)道路除雪」に準ずる。

(3) 適切な道路管理と交通対策

「＜県が実施する対策＞3 雪害対策 (2)適切な道路管理と交通対策」に準ずる。

(4) 防災関係機関との協力

「＜県が実施する対策＞3 雪害対策 (3)防災関係機関との協力」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 局地的大雨対策
- (2) 竜巻等突風対策
- (3) 大雪対策
- (4) その他必要な事項

■県民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、県民や事業者が自助の対策により、自らの命を守る対策を講じることを重視している。

1 局地的大雨対策

(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

県民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 局地的大雨からの避難対策

県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取る。

また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や、高層階の山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講ずる。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講ずる。

(4) 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市町の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

2 竜巻等突風対策

(1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

県民・事業者等は、竜巻等突風局地的大雨の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 竜巻等突風からの避難・防護対策

県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜巻等突風が

発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。

① 屋内での退避行動

- ・ 窓やドア、外壁から離れる。
- ・ 家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- ・ 浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

② 屋外での退避行動

- ・ コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- ・ 駆け込める屋内がない場合は、頑丈な建造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる。
- ・ 車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

(3) 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市町の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

3 雪害対策

(1) 局地的大雪に関する防災気象情報等の活用

県民・事業者等は、気象台が発表する大雪注意報・警報や12時間降雪量などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。

(2) 雪害からの防護対策

県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れたり、雪の固まりが落雪する等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により2人以上で作業を行うよう努める。